かんぽ生命

郵政創業150年

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時
2021年6月16日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階　ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

※ ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

＜新型コロナウイルス感染拡大防止について＞

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、下記の対応につきご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 議決権行使書用紙のご返送やインターネット等により議決権を事前行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットライブ中継を行います。
- 株主の皆さまから事前のご質問をお受けする予定です。詳細が決まり次第、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株式会社 かんぽ生命保険
証券コード：7181

目　次

■ 第15回定時株主総会招集ご通知 …… 2
■ 議決権行使についてのご案内 …… 6
■ 株主総会参考書類 …… 9

議　　案　取締役９名選任の件

【 第15回定時株主総会添付書類 】

■ 事業報告 …… 24
■ 連結計算書類 …… 79
■ 計算書類 …… 82
■ 監査報告書 …… 85

▶議決権行使書用紙による議決権行使期限
2021年6月15日（火曜日）
午後5時15分到着分まで

▶インターネット等による議決権行使期限
2021年6月15日（火曜日）
午後5時15分受付分まで

議決権行使も招集ご通知閲覧もスマートフォンで簡単

議決権行使をする！

議決権行使書用紙の右下に配置された「QRコード」をご利用ください。

招集ご通知を見る！

こちらの【QRコード】またはURL(https://s.srdb.jp/7181/)よりアクセスいただきご参照ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主の皆さまへ

いつでもそばにいる。どこにいても支える。
すべての人生を、守り続けたい。

平素より、株式会社かんぽ生命保険に格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

本年、日本郵政グループは、郵政創業150年を迎えました。「お客さま一人ひとりの人生に寄り添い、地域密着の郵便局ネットワークを通じて基礎的な保障を提供することで、お客さまに安心をお届けする」という社会的使命を果たしていくとともに、「人生100年時代」における社会的ニーズに的確にお応えしていくことを、改めて決意いたしております。

そして、長い年月をかけて培ったお客さまからの信頼を回復していく活動を引き続きしっかりと行うとともに、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」という、かんぽ生命の経営理念を実現し、郵政グループならではの存在価値を具体化するための取り組みを行ってまいります。

また、今年度は、2021年度からの5年間を期間とする新たな中期経営計画の始まりとなる年でもあります。

今回の中期経営計画では、お客さまから真に信頼される企業への再生、お客さまに感動していただけるような保険サービスの向上に、社員一丸となって取り組み、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年5月

取締役兼代表執行役社長
千田哲也

証券コード　7181
2021年５月31日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目３番１号
株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長　　千田 哲也

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会の議決権につきまして、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）により事前にご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類（９～23頁）をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（６～７頁）に従いまして、**2021年６月15日（火曜日）午後５時15分までに議決権をご行使ください**ますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時	**2021年６月16日（水曜日）午前10時**（受付開始 午前９時）
2．場　　所	**ザ・プリンス パークタワー東京　地下２階　ボールルーム** 東京都港区芝公園四丁目８番１号 ※新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応として、株主総会会場の座席の間隔を十分に確保するため、座席数が限られており、やむを得ずご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3．目的事項　報告事項

1．第15期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第15期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　取締役９名選任の件

以　上

■ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出の上、ご出席いただくことができます。

■ 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、**当社ウェブサイト**に掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.jp-life.japanpost.jp/　かんぽ生命保険　検索

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

当社第15回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1　株主さまへのお願いとご案内

・株主総会会場におきましては、マスクの常時のご着用や、アルコール消毒液のご使用等につき、ご協力をお願い申し上げます。

・ご入場の際に検温等にご協力いただきます。また、発熱等があると認められる方にはご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

・株主総会会場の座席の間隔を十分に確保するため、座席数が限られており、やむを得ずご入場をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

・円滑な議事進行のため、会議の目的事項に関するご質問以外はご遠慮くださいますようご協力をお願い申し上げます。

2　インターネットライブ中継について

第15回定時株主総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主さまがご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットでライブ中継いたします。

＜視聴方法＞

次頁に記載の「ご案内ページ」にアクセスし、「インターネットライブ中継のご案内」に掲載されているリンクから視聴サイトへアクセスしてご視聴ください。

＜公開日時＞

2021年6月16日（水曜日）午前10時から

【ご留意事項】

以下の点について、あらかじめご了承ください。

・インターネットライブ中継を通じての議決権行使及び質疑はできません。

・会場後方からの撮影とし、ご来場株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。

・ご来場株主さまのご発言も、音声として配信されますので、個人情報等にご注意をお願いいたします。

・ご視聴に当たりましては、ネットワーク環境やパソコンの機能等のほか、多数の株主さまのアクセスの集中等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。

・ご視聴いただく場合の通信料金等につきましては、株主さまのご負担となります。

・インターネットライブ中継の撮影・録音・保存及びＳＮＳ等での公開等はご遠慮ください。

3　事前のご質問受付について

第15回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主の皆さまから、ご質問をお受けする予定です（2021年5月31日（月曜日）午前10時から6月10日（木曜日）午後5時まで）。

詳細が決まりましたら下記「ご案内ページ」にてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご案内ページ	https://www.jp-life.japanpost.jp/IR/stock/meeting.html 「当社ウェブサイト」-「株主・投資家のみなさまへ」-「株式情報」-「株主総会」

今後の状況により株主総会の開催・運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(https://www.jp-life.japanpost.jp/)にてお知らせいたします。ご来場前に必ず最新の情報をご確認賜りますよう、お願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

郵送による議決権行使

行使期限　**2021年６月15日（火曜日）午後５時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

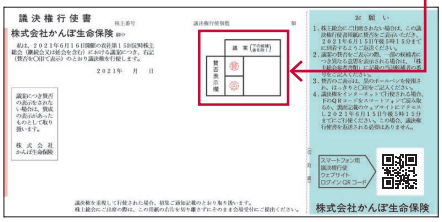

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議案	全員賛成の場合	→ 「賛」の欄に○印
	全員否認の場合	→ 「否」の欄に○印
	一部の候補者を否認する場合	→ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を記入

なお、賛否の表示がない場合には、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使

行使期限　**2021年６月15日（火曜日）午後5時15分まで**

次頁の手順をご参照いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　**2021年６月16日（水曜日）午前10時**（受付開始 午前９時）

開催場所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス パークタワー東京　地下２階 ボールルーム

インターネットによるアクセス手順

スマートフォン・タブレットをご利用の方（スマート行使）

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ります

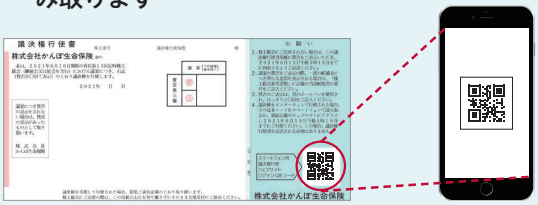

❷ 画面の案内に従ってご入力ください

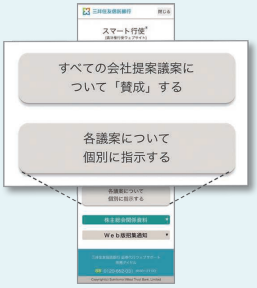

QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合は右の「パソコンをご利用の方」の方法をご利用ください。

パソコンをご利用の方

❶ 議決権行使ウェブサイトへアクセス

https://www.web54.net

QRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。

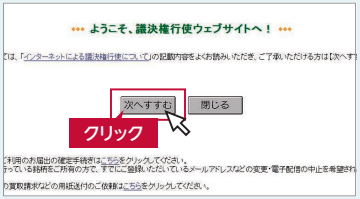

「次へすすむ」をクリックしてください。

❷ ログイン

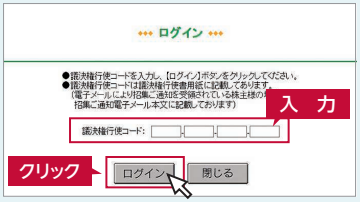

同封の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**をご入力いただき、**「ログイン」**をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

⚠ ご注意

- ご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

【株主名簿管理人】
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

0120－652－031
（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時～午後9時）

配当金について

取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金　1株当たり76円

2 効力発生日　2021年6月17日

1株当たり配当金の推移

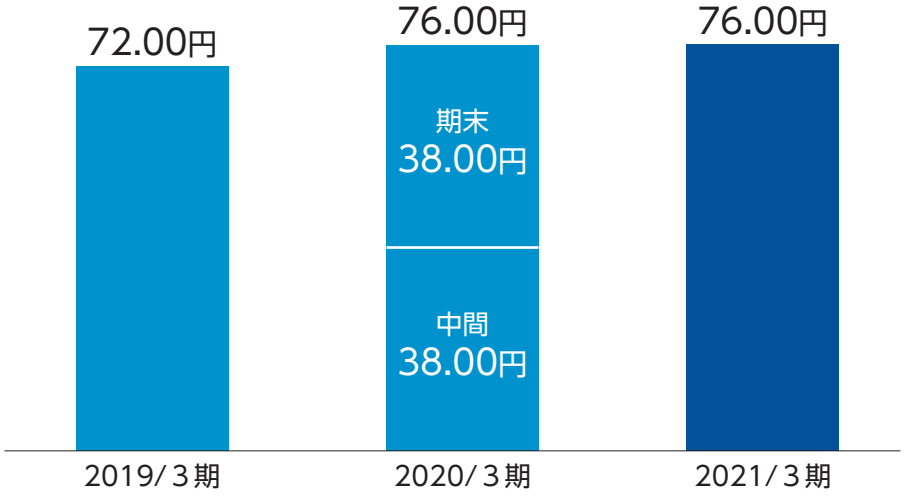

配当金を郵便局窓口でお受取りの株主さまへ

配当金を迅速かつ安全・確実にお受取りいただくため、口座振込みのご利用をお勧めいたします。
口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日にご指定の口座にてお受取りいただけます。

◆証券会社で受け取られる場合：株式をお預けの証券会社の口座で配当金をお受取りいただけます。
◆銀行口座で受け取られる場合：ご指定の銀行口座で配当金をお受取りいただけます。

配当金のお受取り方法のご変更につきましては、お取引先の証券会社にてお手続きください。

議案及び参考事項

議　　案　取締役９名選任の件

第14回定時株主総会で選任されました全取締役９名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社の取締役会には、「企業経営」、「財務・会計」、「法務・コンプライアンス」、「人事・人材開発」、「営業・マーケティング」、「ＩＣＴ(注1)／ＤＸ(注2)」の知見や生命保険に関する業務知識が必要と考えており、それらの知見を有する者を取締役候補者としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の当社における地位及び担当	
1	再 任	千田　哲也（せんだ　てつや）	取締役兼代表執行役社長 指名委員	
2	再 任	市倉　　昇（いちくら　のぼる）	取締役兼代表執行役副社長	
3	新 任	奈良　知明（なら　ともあき）	専務執行役	
4	再 任	増田　寛也（ますだ　ひろや）	取締役　指名委員　報酬委員	
5	再 任	鈴木　雅子（すずき　まさこ）	取締役　報酬委員長　監査委員	社 外　独 立
6	再 任	斎藤　　保（さいとう　たもつ）	取締役　監査委員長　指名委員	社 外　独 立
7	再 任	山田メユミ（やまだ　めゆみ） （戸籍上の氏名：山田　芽由美）	取締役　指名委員　監査委員	社 外　独 立
8	再 任	原田　一之（はらだ　かずゆき）	取締役　指名委員長　報酬委員	社 外　独 立
9	再 任	山﨑　　恒（やまざき　ひさし）	取締役　監査委員	社 外　独 立

社 外：社外取締役候補者　　独 立：独立役員候補者

（注）1　ＩＣＴとは、Information and Communication Technologyの略語であり、情報通信に関する技術の総称です。

2　ＤＸとは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいいます。

再 任

所有する当社株式数
6,600株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（14回／14回）
指名委員会への出席状況
100%（3回／3回）

地位及び担当
取締役兼代表執行役社長、指名委員

候補者番号 1 千田 哲也（せんだ てつや）（1960年4月22日生）

取締役候補者とした理由

当社の経営企画部門及び事務部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役社長として当社の経営を担っており、生命保険事業に関する豊富な業務知識と経験を有しております。その豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

略歴

1984年 4月	郵政省入省
2007年10月	当社ＣＳ推進部長
2008年10月	当社東京サービスセンター所長
2010年 4月	当社事務企画部企画役
2010年 7月	当社事務指導部長
2011年 4月	当社経営企画部長
2011年 7月	当社執行役経営企画部長
2011年10月	かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役
2013年 6月	日本郵政株式会社常務執行役
2013年 7月	当社常務執行役
2016年 6月	当社専務執行役
2017年11月	日本郵政株式会社専務執行役
2019年 4月	当社代表執行役副社長
2019年 8月	日本郵政株式会社常務執行役
2020年 1月	当社代表執行役社長
2020年 6月	当社取締役兼代表執行役社長（現任）
2020年 6月	日本郵政株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況： 日本郵政株式会社取締役

再 任

所有する当社株式数
800株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

地位及び担当
取締役兼代表執行役副社長

候補者番号 2 市倉（いちくら） 昇（のぼる）（1958年6月10日生）

取締役候補者とした理由

当社の親会社である日本郵政株式会社の財務部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役副社長として当社の経営を担っており、生命保険事業に関する豊富な業務知識と経験を有しております。その豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

略歴

1983年 4月	日本専売公社入社
2009年 6月	日本郵政株式会社執行役上場準備室長
2009年 8月	同社執行役上場準備室長兼経営企画部付部長
2010年 1月	同社執行役経営企画部付部長
2010年10月	同社執行役
2013年 9月	同社執行役経理部長
2013年11月	同社執行役
2014年 6月	同社常務執行役
2016年 6月	同社専務執行役
2020年 6月	当社取締役兼代表執行役副社長（現任）
2020年 6月	日本郵政株式会社常務執行役（現任）

重要な兼職の状況：日本郵政株式会社常務執行役

新 任

所有する当社株式数
1,100株

取締役在任年月数
－年

当事業年度における取締役会への出席状況
－％（－回／－回）

地位及び担当
専務執行役

候補者番号 3 奈良（なら） 知明（ともあき）（1961年2月5日生）

取締役候補者とした理由

当社の運用部門、事務部門及びリスク管理部門等において要職を歴任するとともに、当社専務執行役として当社の経営を担っており、生命保険事業に関する豊富な業務知識と経験を有しております。その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

略歴

1984年 4月	郵政省入省
2007年10月	当社企画役
2007年12月	当社支払サービス改革推進本部事務局長
2010年 6月	当社執行役支払管理部長兼支払サービス改革推進本部事務局長
2010年10月	当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長
2012年 1月	当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長兼次期支払事務導入準備室長
2013年 2月	当社執行役
2013年 7月	当社執行役運用企画部長
2017年 6月	当社常務執行役
2020年 6月	当社専務執行役（現在）

重要な兼職の状況：－

再 任

所有する当社株式数
ー株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（14回／14回）
指名委員会への出席状況
100%（3回／3回）
報酬委員会への出席状況
100%（6回／6回）

地位及び担当
取締役、指名委員、報酬委員

候補者番号 4 増田（ますだ） 寛也（ひろや）（1951年12月20日生）

取締役候補者とした理由

岩手県知事、総務大臣など行政の要職を歴任するとともに、郵政民営化委員会の委員長を務めた経験から日本郵政グループに関する十分な知見を有しております。また、当社の親会社である日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っていることから、その豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

略歴

1977年 4月	建設省入省
1995年 4月	岩手県知事
2007年 8月	総務大臣
2007年 8月	内閣府特命担当大臣
2009年 4月	株式会社野村総合研究所顧問
2009年 4月	東京大学公共政策大学院客員教授（現任）
2020年 1月	日本郵政株式会社代表執行役社長
2020年 6月	当社取締役（現任）
2020年 6月	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長（現任）
2020年 6月	日本郵便株式会社取締役（現任）
2020年 6月	株式会社ゆうちょ銀行取締役（現任）

重要な兼職の状況： 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社ゆうちょ銀行取締役
東京大学公共政策大学院客員教授

再任　社外　独立

所有する当社株式数
2,600株

取締役在任年月数
5年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）
監査委員会への出席状況
100%（17回／17回）
報酬委員会への出席状況
100%（6回／6回）

地位及び担当
取締役、報酬委員長、監査委員

候補者番号 5 鈴木（すずき） 雅子（まさこ）（1954年2月4日生）

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

株式会社パソナグループをはじめ、人材活用・健康支援サービス業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しております。また、当社におきましては、2016年6月取締役就任以降、取締役会、監査委員会及び報酬委員会において尽力されており、特に人事・人材開発及び企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。

略歴

1983年 7月	株式会社テンポラリーセンター入社
1999年 4月	株式会社パソナ執行役員
2004年 9月	同社取締役専務執行役員
2007年12月	株式会社パソナグループ取締役専務執行役員
2010年 6月	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
2010年 8月	株式会社パソナグループ取締役
2012年 3月	株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役
2012年 5月	株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役
2016年 1月	同社代表取締役社長
2016年 6月	当社取締役（現任）
2018年 6月	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長執行役員
2019年 7月	株式会社パソナグループエグゼクティブアドバイザー（現任）
2019年12月	株式会社パソナフォース代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況： 株式会社パソナグループエグゼクティブアドバイザー
株式会社パソナフォース代表取締役社長

再任　社外　独立

所有する当社株式数
1,000株

取締役在任年月数
4年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）
指名委員会への出席状況
100%（5回／5回）
監査委員会への出席状況
100%（13回／13回）
報酬委員会への出席状況
100%（2回／2回）

地位及び担当
取締役、監査委員長、指名委員

候補者番号 6 斎藤（さいとう） 保（たもつ）（1952年7月13日生）

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

株式会社ＩＨＩにおいて国際的に事業を展開する企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しております。また、当社におきましては、2017年6月取締役就任以降、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会において尽力されており、特に企業風土改革及び企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。

略歴

1975年 4月	石川島播磨重工業株式会社入社
2006年 6月	同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長
2007年 7月	株式会社ＩＨＩ執行役員航空宇宙事業本部副本部長
2008年 1月	同社執行役員航空宇宙事業本部長
2008年 4月	同社取締役執行役員航空宇宙事業本部長
2009年 4月	同社取締役常務執行役員航空宇宙事業本部長
2010年 4月	同社取締役
2011年 4月	同社代表取締役副社長
2012年 4月	同社代表取締役社長最高経営執行責任者
2016年 4月	同社代表取締役会長最高経営責任者ものづくりシステム戦略本部長
2017年 4月	同社代表取締役会長
2017年 6月	当社取締役（現任）
2018年 6月	沖電気工業株式会社社外取締役（現任）
2020年 4月	株式会社ＩＨＩ取締役
2020年 6月	同社相談役（現任）

重要な兼職の状況： 株式会社ＩＨＩ相談役
沖電気工業株式会社社外取締役
古河電気工業株式会社社外取締役
（2021年6月24日付で就任予定）

再 任　社 外　独 立

所有する当社株式数
1,800株

取締役在任年月数
4年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）
指名委員会への出席状況
100%（3回／3回）
監査委員会への出席状況
100%（17回／17回）

地位及び担当
取締役、指名委員、監査委員

候補者番号 7　山田（やまだ） メユミ（め ゆ み）（1972年8月30日生）

（戸籍上の氏名：山田　芽由美）

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

株式会社アイスタイルをはじめ、デジタル戦略に強みを有する企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しております。また、当社におきましては、2017年6月取締役就任以降、取締役会、指名委員会及び監査委員会において尽力されており、特にＩＴを通じた業務改革及び企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。

略歴

1995年 4月	香栄興業株式会社入社
1997年 5月	株式会社キスミーコスメチックス入社
1999年 7月	有限会社アイ・スタイル代表取締役
2000年 4月	株式会社アイスタイル代表取締役
2009年12月	同社取締役（現任）
2012年 5月	株式会社サイバースター代表取締役社長
2015年 9月	株式会社メディア・グローブ取締役（現任）
2016年 3月	株式会社ＩＳパートナーズ代表取締役社長
2016年 9月	株式会社Ｅａｔ　Ｓｍａｒｔ取締役
2017年 6月	当社取締役（現任）
2017年 6月	セイノーホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2019年11月	株式会社ＩＳパートナーズ取締役（現任）

重要な兼職の状況： 株式会社アイスタイル取締役
セイノーホールディングス株式会社社外取締役

再 任　社 外　独 立

所有する当社株式数
ー株

取締役在任年月数
3年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）
指名委員会への出席状況
100%（5回／5回）
報酬委員会への出席状況
100%（8回／8回）

地位及び担当
取締役、指名委員長、報酬委員

候補者番号 8 原田（はらだ） 一之（かずゆき）（1954年1月22日生）

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

京浜急行電鉄株式会社において公共性の高い社会インフラを運営する企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しております。また、当社におきましては、2018年6月取締役就任以降、取締役会、指名委員会及び報酬委員会において尽力されており、特に企業風土改革及び企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。

略歴

1976年 4月	京浜急行電鉄株式会社入社
2007年 6月	同社取締役
2010年 6月	同社常務取締役
2011年 6月	同社専務取締役
2013年 6月	同社代表取締役社長（現任）
2015年 6月	日本空港ビルデング株式会社社外取締役（現任）
2018年 6月	当社取締役（現任）
2019年 6月	京浜急行電鉄株式会社取締役社長　社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況： 京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長
日本空港ビルデング株式会社社外取締役

再 任　社 外　独 立

所有する当社株式数
400株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100%（14回／14回）
監査委員会への出席状況
100%（13回／13回）

地位及び担当
取締役、監査委員

候補者番号 9 山﨑（やまざき） 恒（ひさし）（1948年11月14日生）

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

長年にわたり判事又は弁護士の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しております。また、当社におきましては、2020年6月取締役就任以降、取締役会及び監査委員会において尽力されており、特に法務及びコンプライアンスの観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

略歴

1974年 4月	大阪地方裁判所判事補任官
1995年 4月	東京地方裁判所判事部総括
2000年12月	家庭裁判所調査官研修所長
2002年12月	最高裁判所事務総局家庭局長
2005年12月	前橋地方裁判所長
2007年 2月	横浜家庭裁判所長
2008年12月	東京高等裁判所判事部総括
2009年 8月	東京家庭裁判所長
2011年 2月	札幌高等裁判所長官
2013年 3月	公正取引委員会委員
2016年 8月	弁護士登録（東京弁護士会）
2016年 8月	菊地綜合法律事務所弁護士（現任）
2017年 7月	全国農業協同組合連合会経営管理委員（現任）
2018年 6月	住友商事株式会社社外取締役（現任）
2020年 6月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況： 弁護士
全国農業協同組合連合会経営管理委員
住友商事株式会社社外取締役

（注）1　増田寛也氏が取締役兼代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当社の株式を保有する親会社です。当社は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当社と同社の間には情報供用サービス等のシステム利用に係る契約等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2　千田哲也氏、市倉昇氏及び増田寛也氏の過去10年間及び現在の親会社における業務執行者としての地位及び担当については、「略歴」「地位及び担当」に記載のとおりであります。

3　各取締役候補者の取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会への出席状況は、いずれも2020年度の出席状況であります。なお、年度途中の就任の場合は、就任後の出席状況を記載しております。

4　取締役候補者のうち、鈴木雅子氏、斎藤保氏、山田メユミ氏、原田一之氏及び山﨑恒氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

5　当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、鈴木雅子氏は5年、斎藤保氏及び山田メユミ氏は4年、原田一之氏は3年、山﨑恒氏は1年となります。

6　当社は、増田寛也氏、鈴木雅子氏、斎藤保氏、山田メユミ氏、原田一之氏及び山﨑恒氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、奈良知明氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。

7　当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

8　当社は、鈴木雅子氏、斎藤保氏、山田メユミ氏、原田一之氏及び山﨑恒氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

9　斎藤保氏が2020年3月31日まで代表取締役会長を務めた株式会社ＩＨＩは、民間航空機エンジン整備事業において不適切な作業が行われていたことが判明しました。同社は本事案について、2019年3月29日に経済産業省より航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理するよう命令を受け、同年4月9日に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実が明らかになった後、品質に関する総点検を全社に水平展開するとともに、コンプライアンス意識の徹底と再発防止策を確実に推進し、その職責を果たしております。

10　鈴木雅子氏、斎藤保氏、山田メユミ氏及び原田一之氏が当社社外取締役在任中に、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明し、当社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。各氏は平素より法令順守及び顧客コンプライアンス経営の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしてまいりました。その後、山﨑恒氏を含めた５氏は取締役会において業務改善計画の進捗状況につき定期的に報告を受け、各種取組の内容及び進捗状況を適切にモニタリングしております。

以上

取締役候補者指名基準

（目的）

第１条　本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

（取締役候補者の規模・構成）

第２条　指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

２　取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その３分の１以上は、独立性を有する社外取締役候補者により構成する。

（欠格事由）

第３条　指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

（１）会社法第331条第１項に定める取締役欠格事由に該当する者

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（３）反社会的勢力との関係が認められる者

【ご参考】

（社内取締役候補者指名基準）

第４条　指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社内取締役候補として指名する。

（１）当会社の業務に関し専門知識を有すること

（２）経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること

（３）指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること

（４）取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること

（５）取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

（社外取締役候補者指名基準）

第５条　指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社外取締役候補者として指名する。

（１）企業経営、リスク管理、法令遵守、財務会計、内部統制、マクロ政策等の分野に関する高い知見を有し、当会社の特に重要な経営上の意思決定及び執行役の職務執行の監督を適切に遂行するに十分な経験、判断力を有すること

（２）社外取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること

（３）社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

（改廃）

第６条　本基準の改廃は指名委員会の決議による。

株式会社かんぽ生命保険独立役員指定基準

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1．過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2．過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4．当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6．当社の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7．次に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
（1）前記１から６までに掲げる者
（2）日本郵政グループ（当社を除く）の業務執行者
（3）当社の親会社の業務執行者でない取締役
8．当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9．当社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

【ご参考】

別記

1．本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社を主要な取引先とする者	過去３事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去３事業年度の年間平均連結総売上高の２％以上である者
当社の主要な取引先である者	過去３事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去３事業年度の年間平均連結経常収益の２％以上である者
多額の金銭	過去３事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第１項に規定する主要株主
多額の寄付	過去３事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2．独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

（1）取引

① 過去３事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去３事業年度の年間平均連結総売上高の１％未満

② 過去３事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去３事業年度の年間平均連結経常収益の１％未満

（2）寄付

当社からの寄付が、過去３事業年度において年間平均500万円未満

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

当社は、日本郵政株式会社を親会社とする日本郵政グループに属しております。同時に、当社グループは、当社及び子会社１社を中心に構成されており、生命保険事業を主要な事業としております。

■ 金融経済環境並びに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、年度初に新型コロナウイルス感染拡大防止策の実施等により急速に悪化し、その後は大規模な財政・金融政策の実施や経済活動の段階的な再開等に伴い回復の動きがみられましたが、断続的な感染再拡大等の影響から回復は緩やかなものとなりました。米国やユーロ圏等の海外経済も感染拡大防止策の実施等により年度初に急速に悪化し、その後米国では政策による下支え等から回復が続きましたが、ユーロ圏では感染再拡大を受けた活動制限長期化等により持ち直しの動きは緩やかでした。

生命保険業界におきましては、超高齢社会の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による不確実性の高い状況が続く現在において、万一の保障に備えるお客さまの自助努力を支援するという当業界の役割が、ますます大きくなってきていると考えております。

当社は、2018年度から2020年度における３年間の中期経営計画を策定し、2018年度から、販売・資産運用両面での収益向上と保有契約年換算保険料の反転・成長を目指し、保障重視の販売の強化、資産運用の多様化等に取り組んでまいりましたが、2019年度からは、募集品質に係る諸問題の発生により、積極的な営業活動を停止することとし、お客さまからの信頼回復に向けた取り組みを最優先に実施することといたしました。

これらの結果、中期経営計画に掲げた３つの主要定量目標のうち、１株当たり当期純利益については、資産運用収益が堅調に推移したことに加え、募集品質に係る諸問題の発生を受けた営業活動の自粛等により事業費が減少したことにより、目標を上回る結果となりました。また、１株当たり配当額についても、目標どおりといたしました。保有契約年換算保険料（個人保険）については、市場金利の低下に伴う保険料の値上げなどにより貯蓄性商品の新契約の獲得実績が想定以上に減少したこと、さらには2019年７月以降の募集品質に係る諸問題の発生を受けた営業活動の自粛等により、目標の達成には至りませんでした。

当連結会計年度における主な取り組みは、以下のとおりです。

1 募集品質に係る諸問題への対応

前事業年度において発生した当社及び当社代理店の募集品質に係る諸問題について、お客さまの不利益の解消に向けたご契約調査等の対応や、再発防止策の実行に全社をあげて取り組んでまいりました。

■ ご契約調査及び募集人調査の進捗状況

お客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性が特定可能な類型のご契約について、具体的にお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかをご確認する特定事案調査及びお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかを全てのご契約について確認する全ご契約調査は、お客さま都合によるもの等を除き、お客さま対応を完了しました。また、全ご契約調査の更なる深掘調査（多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返され、お客さまのご意向に沿ったものではない可能性がある事例を確認する多数契約調査等）に係るお客さま対応も、お客さま都合によるもの等を除き、完了しました。

また、募集人調査について、特定事案調査における募集人調査は、2020年４月末までに、病休等で調査ができない事案を除き概ね完了しております。さらに、多数契約調査のうち一昨年より実施している事案における募集人調査は、病休で調査ができない事案を除き2020年10月末までに完了しております。加えて、深掘調査等の優先的に調査を行っている募集人調査は、2021年３月末までに、退職者等を除いて概ね完了しております。2021年３月からは、お客さまの申出内容などから問題があると考えられる募集人に対して募集人調査を実施しているほか、その他の募集人については、書面による募集実態調査を実施しております。

■ 募集品質の改善等に向けた取り組み

当社は、2019年12月27日に金融庁から、保険業法第132条第１項に基づく業務停止命令（2020年１月１日から３月31日まで）及び業務改善命令を受け、2020年１月31日に業務改善計画を金融庁に提出し、その後定期的に進捗状況を報告しております。

当該業務改善計画において掲げた再発防止策（健全な組織風土の醸成・適正な営業推進態勢の確立、適正な募集管理態勢の強化及び取締役会等によるガバナンスの強化）については、その大部分を既に実施しております。

ア．適正な営業推進態勢の確立・健全な組織風土の醸成

当社は、2020年４月にお客さま本位の理念を反映した勧誘方針を公表し、それに基づき策定したかんぽ営業の行動原則（かんぽ営業スタンダード）の理解・定着に向けた研修を、募集人等に対して継続的に実施してまいりました。また、契約乗換への対策として、同年４月に、契約乗換については手当（通常の契約の二分の一支給）を不支給とし、人事評価についても募集品質の確保を前提とした評価内容に見直しました。その他、既契約の解約を伴わずに保障の見直しが可能な契約転換制度について、同年11月に認可を取得し、2021年４月から取り扱いを開始しました。

また、当社では、これまで貯蓄性の高い商品を主力としてまいりましたが、低金利環境下においてもお客さまニーズにより一層お応えするため、商品の拡充や保障内容の充実に取り組んでおります。具体的には、青壮年層を中心とした低廉な保険料で長期の保障を希望するお客さまに提案できる商品を充実させることとし、2021年４月２日から、保険期間を延長した普通定期保険及び特別養老保険の取り扱いを開始しました。

さらに、当社では、健全な組織風土を醸成するための施策として、社員の声を経営陣が十分に把握するために社員から社長への直接提案制度を導入したほか、当社経営陣が各支店等の現場の社員の声を直接聞く「役員ダイアログ（対話）」も継続的に実施しております。また、2020年11月に全社員を対象としたES※調査を実施し、全社的な課題と所属毎の課題の洗い出しを行いました。これらを通して把握した社員の声及び課題を踏まえ、業務の改善やES向上策の検討を行い、風通しのよい組織づくりに向けて取り組んでおります。

※　ESとは、従業員満足度のことです。

イ．適正な募集管理態勢の強化

当社は、お客さまのご意向に沿わない契約の発生を未然に防止するため、フロントライン及び本社におけるチェック・統制による牽制機能の強化に取り組んでまいりました。

具体的には、2020年４月に、契約乗換の判定期間を拡大するとともに、判定期間に近接する契約についてはアラート表示を行い、確認を促す仕組みを整備したほか、お客さまの過去の契約の加入・消滅履歴等を簡易にシステム上で把握できる態勢も構築しました。また、郵便局管理者、当社専用コールセンター及びサービスセンターによるお客さまへの重層的なご意向確認等を実施する態勢を構築したほか、募集状況の可視化を図るため、同年３月から試行しておりました募集状況の録音・保管については、同年８月から郵便局の全てのコンサルタント※を対象に本格実施しております。

※　2020年４月に、渉外社員の呼称をコンサルタントへ変更しました。

ウ．取締役会等によるガバナンスの強化

当社は、経営層がリスクを適切に把握できる体制の構築や、内部統制の強化など、ガバナンスの強化に努めてまいりました。

具体的には、2020年４月に、社内外のリスク情報の把握・分析及び経営陣への報告を行う専任チームを設置するなど、検知した様々なリスク情報を改善策に活かすためのPDCAの仕組みを構築しました。また、重大なリスクの把握に漏れがないよう、発覚した不適正募集と同種同構造の事案については、関係部署において能動的に調査を行っております。

また、取締役会では、社外取締役が知見や経験を活かし、客観的な立場から適切に牽制機能を発揮するため、情報提供の充実・迅速化等に取り組んでまいりました。そのほか、内部監査部門においては、人材、体制を強化し、外部の専門家の協力を得ながらリスクアセスメントの実施体制の強化に取り組んでおります。

2020年４月より日本郵政グループ各社が連携して取り組んでまいりました、当社商品と投資信託の横断的な販売への対応についても、ご連絡が取れないお客さまを除き、お客さま及び関連社員への確認等が終了しました。今後も、お客さま対応が必要なものについては適切に対応してまいります。

日本郵政グループにおける業務改善計画の概要

適正な営業推進態勢の確立

Ⅰ 健全な組織風土の醸成・適正な営業推進態勢の確立

組織全体にお客さま本位の意識を醸成するとともに、それに基づく保険募集を実践することが適切に評価される態勢を構築する

(1) お客さま本位の理念に基づいた行動規範に見直し

具体化

(2)「かんぽ営業スタンダード」の策定

全社員への浸透

(3) お客さま本位の理念に基づいた行動規範の浸透
- ■全社員向けの研修
- ■コーチング型のマネジメント研修の実施
- ■総合的なコンサルティングの推進に向けた体制整備

整合的

(4) 営業目標等の体系の見直し

(5) 保障見直しの仕組みの改善

適正な営業推進態勢の確立
（お客さま本位の販売の定着）

牽制

第１線（郵便局・コールセンター・サービスセンター等）

Ⅱ チェック・統制

お客さまのご意向に沿わない契約の発生を未然に防止する

(1) お申込みから契約締結までの重層的なチェックの実施

第２線（本社等）

Ⅱ チェック・統制

(2) 適正な募集管理のための体制等の強化

(3) 事故判定と処分基準の厳格化等による牽制

第３線（内部監査部門）

Ⅱ チェック・統制

(4) 内部監査部門の強化

募集管理態勢の強化
（ご意向に沿わない契約の未然防止）

取締役会等によるガバナンス強化

経営層による管理

Ⅲ 情報共有・ガバナンス

正確な情報把握に基づきガバナンスを強化のうえ、PDCAサイクルの徹底、再発防止に向けた改善策の着実な実施・定着を図る

(1) PDCAサイクルの徹底　(2) 各社及びグループのガバナンスの強化　(3) 改善策のモニタリングと定期的な進捗状況の公表

■ 新たな営業スタンスへの移行

当社保険商品の販売については、2019年７月以降、2020年１月から３月までの業務停止命令期間を含め、郵便局及び当社直営店における当社商品の積極的な営業活動を控えてまいりましたが、JP改革実行委員会※より、営業再開について最低限必要な条件は満たされているとの評価を受けるとともに、信頼回復に向けた業務運営の趣旨が全社に浸透したこと等が確認できたことから、2020年10月５日より、お客さまへのお詫びを第一とした信頼回復に向けた業務運営を開始しました。その後、信頼回復に向けた業務運営の活動や当社商品と投資信託の横断的な販売への対応が進捗し、お客さまからその活動に対する理解を得られてきたこと等を踏まえ、2021年４月１日から郵便局及び当社直営店において、お客さまのニーズに応じた保険商品やサービスの情報提供やご提案を全てのお客さまに対し実施することとし、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しました。

今後も、信頼回復に向けた業務運営を通じ、再びお客さまに安心して当社の商品・サービスをご利用いただけるよう策定した「お客さまの信頼回復に向けた約束」を日本郵政グループで働く全ての社員が遵守し、お客さまからの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

※　日本郵政グループに対する国民の皆さまからの信頼回復に向けて、外部専門家の方々に公正・中立な立場から各種アドバイスをいただくことを目的として、2020年４月２日付けで設置しました。

お客さまの信頼回復に向けた約束

【目指す姿の約束】

一人ひとりのお客さまに寄り添い、お客さまの満足と安心に最優先で取り組み、信頼していただける会社になることを約束します。

【活動の約束】

- **お客さま本位の事業運営を徹底し、お客さまにご満足いただける丁寧な対応を行います。**
- **お客さまの声をサービス向上に反映するため、お客さまの声に誠実に耳を傾けます。**
- **社員の専門性を高め、お客さまにご納得いただけるよう正確にわかりやすく説明します。**
- **法令・ルールを遵守し、お客さまが安心してご利用いただける高品質のサービスを提供します。**
- **お客さまのニーズを踏まえ、お客さまに喜んでいただける商品・サービスを提供します。**

2 新型コロナウイルス感染症への対策及び取り組み

当社は、コロナ禍の下においても、生命保険会社の社会的使命・機能を確実に果たすため、適切な業務運営を維持するとともに、お客さまを支える取り組みを実施してまいりました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、2020年３月から、保険料の払込猶予期間の延伸、普通貸付利率の減免措置（同年６月請求受付終了）及び保険契約者さまからのお申し出により必要書類を一部省略する等の簡易迅速なお取り扱い等の非常取扱いを実施しました。さらに、同年４月から、被保険者さまが不慮の事故などにより突発的にお亡くなりになられた場合はご遺族の方々が被る影響が大きいことを踏まえ、死亡保険金に加えて、約款に定めた保険金額をお支払いする「保険金の倍額支払」の対象に当該感染症による死亡を含めるお取り扱いを実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関等の事情により、新型コロナウイルス感染症で都道府県が用意した宿泊施設等において療養した場合や自宅療養した場合も、医師の証明書等をご提出いただくことで入院保険金支払の対象としてお支払いする取り扱いを実施しております。

そのほか、非対面でのサービス利用等の需要拡大に応えるべく、契約者さま向けWebサービス（マイページ）に、2020年11月に入院・手術保険金支払に必要な書類請求機能を、2021年３月に年金支払に必要な現況届の手続機能を拡充しました。

3 資産運用及びERMに関する取り組み

資産運用につきましては、保険金等の確実なお支払いのためALM※1を基本としつつ、低金利環境下における安定的な利差益の確保を目指し、リスク許容度の範囲で、収益追求資産への投資を継続しております。資産運用の多様化を図るため、海外クレジットの運用拡大の一環として、米国社債の自家運用に引き続き取り組むとともに、株式の自家運用やオルタナティブ投資※2等についても継続して推進しております。この結果、当連結会計年度末時点における総資産に占める収益追求資産の残高は15.9%、利差益は763億円になりました。

これらの資産運用の取り組みは、統合的リスク管理（ERM※3）の枠組みの下で行われており、財務の健全性の確保やリスク対比リターンの向上を図っております。

※1　ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。
※2　オルタナティブ投資とは、債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品（伝統的資産）以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。
※3　ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。

4 社会課題の解決に貢献するための取り組み

■ ESG投資

当社では生命保険会社としての社会的責任を果たすため、資産運用において「ESG※投資方針」を定めており、当該方針に基づいた投資を行っております。

当該事業年度においては、欧州投資銀行や米州開発銀行が発行した「コロナ債」への投資を行ったことに続き、「コロナ危機からの経済回復」を見据えた復興政策の推進に寄与する債券への投資を行ってまいりました。また、アジア太平洋地域での教育やジェンダー平等、人・動物・地球環境の健康を一体として捉える「ワンヘルス・アプローチ」への寄与をテーマとする債券への投資を行うなど、ESG投資の裾野を拡大してまいりました。

写真提供：米州開発銀行

※ ESGとは、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせた言葉です。

主なテーマ型投資事例		
Climate Awareness Bond（気候変動への認知度を高める債券）への投資 ©欧州投資銀行		7 13
新型コロナウイルス感染症対策を目的としたサステナブル・ディベロップメント・ボンドへの投資 ©米州開発銀行		3 8
新型コロナウイルス感染症対策を目的としたSustainability Awareness Bond（持続可能性への認知度を高める債券）への投資 Community of Madrid ©欧州投資銀行		3
「世界の女性と子供たちの保健への支援」の重要性に焦点をあてたサステナブル・ディベロップメント・ボンドへの投資 ©World Bank		2 3

主なテーマ型投資事例		
「ジェンダーの平等」をテーマとするソーシャルボンドへの投資 ©アジア開発銀行		5
「フィード・アフリカ（アフリカ大陸の食料増産）」をテーマとするソーシャルボンドへの投資 ©アフリカ開発銀行		1 2
太陽光発電事業（プロジェクトファイナンス）への投資		7 13
アジア太平洋地域における学校教育、職業訓練及びジェンダー平等を支援するエデュケーション・ボンドへの投資 ©アジア開発銀行		4 5 10

■ 健康促進及び社会貢献

2020年６月に、日本郵政グループは、新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援として、日本赤十字社に対し総額１億円の寄付を、同年８月に、2020年７月の豪雨で被災された方々に対する義援金として、総額２千万円の寄付を実施しました。

また、当該感染症の影響により減少した運動機会を取り戻すこと及び全国の皆さまの健康増進並びに児童の健全育成に貢献することを目的として、2020年８月には、「かんぽ生命デジタルラジオ体操コンクール」を実施しました。同年９月には、「デジタル巡回ラジオ体操会」として、各自治体の協力を得ながら、ラジオ体操※と合わせて地域の魅力を発信できる動画を制作し、地域活性化に貢献するとともに、当該感染症対策に向けた支援の一環として、本施策において配信したYouTube動画の再生回数に基づき一定額を日本赤十字社に寄付する取り組みも実施しました。

※　ラジオ体操は、1928年に、かんぽ生命の前身である逓信省簡易保険局により、昭和天皇の御即位の大礼を記念して制定されました。当時の日本は、平均寿命が非常に短かったこともあり、ラジオ体操の普及推進によって国民の体力づくりに取り組んでいたものです。

愛知県小牧市の様子

デジタルラジオ体操コンクール HP

■ ダイバーシティ・働き方改革（人材と働き方の多様性）

全ての多様な人材が、その力を最大限発揮することによって、会社とともに成長し、自己実現と働きがいを感じて明るく生き生きと活躍できるような「魅力ある会社」を創ることを目指し、女性の活躍推進や育児・介護と仕事の両立支援、障がい者雇用の促進、LGBTフレンドリー、パラアスリート支援に取り組んでおります。

また、2020年度は、更なる働き方改革の取り組みとして、業務改善、生産性の向上やワーク

スタイルの転換、社員のWell-being※向上に資することを目的に、テレワークの全社展開を図るとともに、ペーパーレス・押印レス等の業務改善も推進してまいりました。

そのほか、当社では、「社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくる」という経営方針のもと、生活習慣病対策・予防としての定期健康診断結果に基づく保健指導の充実、禁煙の取り組み、メンタルヘルス対策等社員の健康保持・増進に取り組んでおります。健康経営度調査により、経済産業省・日本健康会議から、健康経営優良法人2021（大規模法人部門）及び上位500法人のみが該当するホワイト500に認定されました。

2021
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

※　Well-beingとは、「幸福」と訳され、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることを意味する概念です。

5　健全な業務運営を確保するための取り組み

■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当社は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る方針」に基づき、マネー・ローンダリング等のリスクを適切に低減するための取り組みを推進しております。

当該取り組みの一環として、2020年10月に保険金等の局所外現金取扱を廃止するなど、現金取引による犯罪等の発生リスクの抑制に努めております。また、当社の商品・サービスのご提供などが、マネー・ローンダリング等に悪用されることを防止する観点から、事業の特性及び代理店の状況並びに法令等を踏まえたリスクの特定・評価への見直しに取り組んでおります。

■ サイバーセキュリティ対策

当社は、サイバー攻撃が日々高度化・巧妙化していることに鑑み、サイバー攻撃の脅威を重大なリスクとして捉え、日本郵政グループ一体となって防御・検知の仕組みを組み合わせた多層防御対策を実施しております。また、当社独自の取り組みとして、インターネットを通じてお客さまにサービスを提供しているシステム等を対象にサイバーセキュリティ診断を実施する等、サイバーセキュリティ対策に取り組んでおります。

契約高の状況

個人保険の新契約年換算保険料※1は306億円（前年度比79.1％減）、第三分野※2の新契約年換算保険料は14億円（前年度比93.4％減）となりました。

個人保険の保有契約年換算保険料※3は３兆8,981億円（前年度末比9.7％減）、第三分野の保有契約年換算保険料※3は6,691億円（前年度末比6.5％減）となりました。

※１　年換算保険料とは、保険料の支払方法（月払い、年払いなど）の違いを調整し、１年（12カ月）当たりに換算した金額です。新契約や保有契約に関する年換算保険料は、保険料等収入とともに生命保険会社の売上規模を表す指標です。
※２　第三分野とは、生命保険（第一分野）や損害保険（第二分野）にあてはまらない医療、がん及び介護等に関する保険の総称です。
※３　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から受再している簡易生命保険契約（個人保険は簡易生命保険契約の保険に限る。）を含みます。

ご参考　年換算保険料の状況

■ 新契約年換算保険料

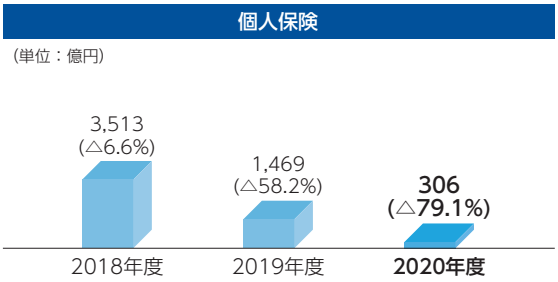

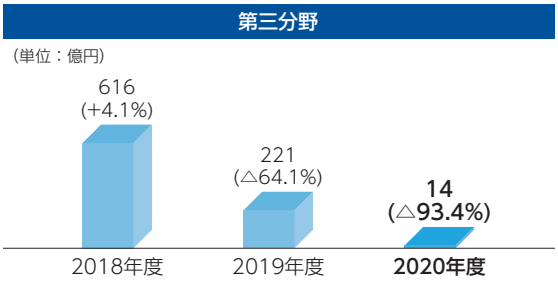

■ 保有契約年換算保険料

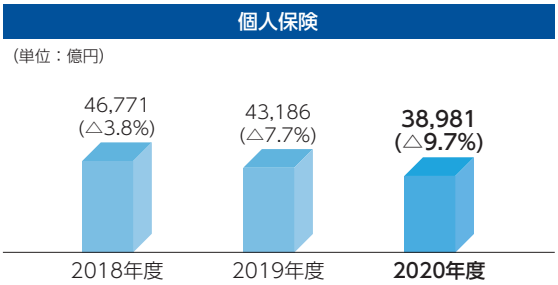

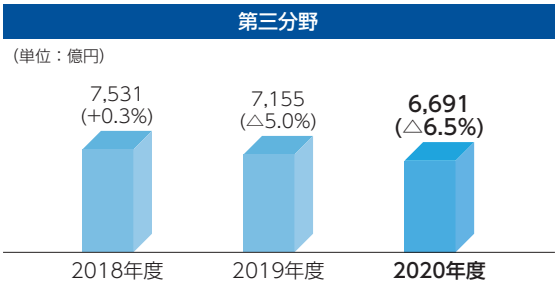

連結損益の状況

経常収益は、保険料等収入２兆6,979億円（前年同期比16.9％減）、資産運用収益１兆1,216億円（同1.4％減）、その他経常収益２兆9,666億円（同4.9％増）を合計した結果、６兆7,862億円（同5.9％減）となりました。

経常費用は、保険金等支払金５兆8,660億円（同5.3％減）、資産運用費用708億円（同42.9％減）、事業費4,030億円（同14.9％減）、その他経常費用1,004億円（同25.9％減）等を合計した結果、６兆4,404億円（同7.0％減）となりました。

この結果、経常利益は3,457億円（同20.6％増）となり、経常利益から特別損失、契約者配当準備金繰入額及び法人税等合計を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は1,661億円（同10.2％増）となりました。

ご参考　連結損益の状況

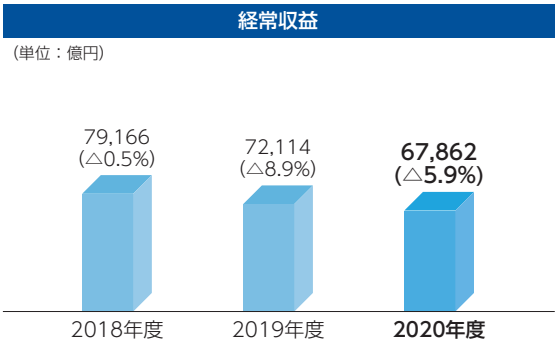

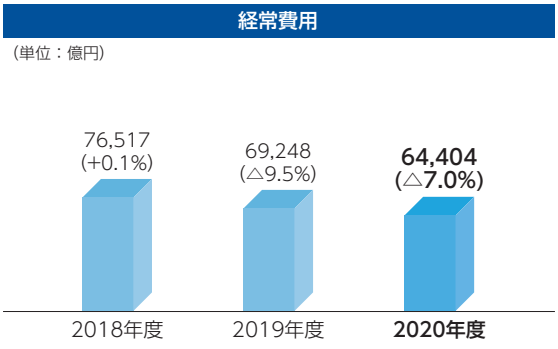

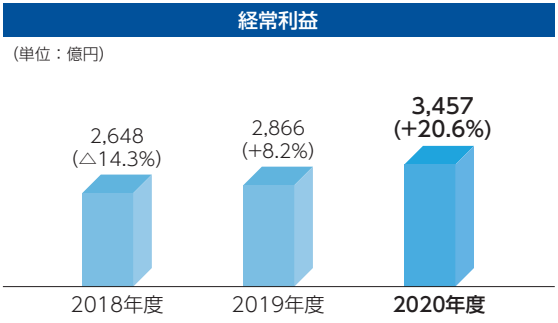

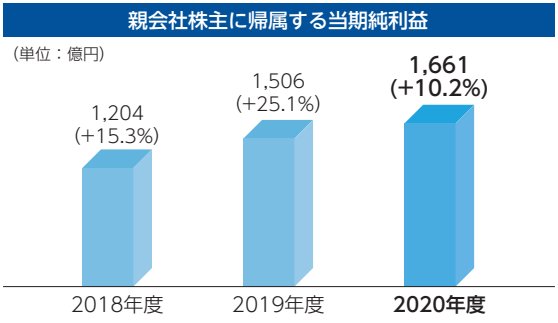

■ 対処すべき課題

次期中期経営計画に掲げる再生・成長戦略

当社は、2021年５月に、2021年度から2025年度までの新たな中期経営計画を公表いたしました。

この新たな中期経営計画において、当社は、生命保険会社としての社会的使命に応えるために、今一度「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」との経営理念に立ち返り、お客さまから真に信頼される企業へと再生し、お客さま体験価値（CX）※を最優先とするビジネスモデルへ転換することで、持続的な成長を目指してまいります。

※　お客さま体験価値（CX）とは、商品やサービスの機能・性能・価格といった「合理的な価値」だけでなく、購入するまでの過程・使用する過程・購入後のフォローアップなどの過程における経験といった「感情的な価値」の訴求を重視することをいいます。

また、日本郵政グループの新たな中期経営計画「JPビジョン2025」においては、期間中のできる限り早期に、日本郵政株式会社が保有する金融２社（当社及び株式会社ゆうちょ銀行）株式の保有割合を50％以下とすることを目指すとしております。当該保有割合が50％以下となることで、郵政民営化の進展と同業他社にはない郵政民営化法に定める法令上の制約（新規業務に関する上乗せ規制）が緩和されることにより、お客さまニーズに応じた保険サービスをさらにご提供しやすい環境になりますので、当社といたしましても、その実現に向けて必要な対応を実施することにより、当社及び日本郵政グループの企業価値向上につなげてまいります。

1　再生に向けた取り組み

■ 信頼回復に向けた取り組みの継続

当社は、お客さまから真に信頼される企業へと再生するため、お客さま本位の業務運営を徹底し、信頼回復に向けた取り組みを継続してまいります。

適正な募集プロセスのもと、新たな営業スタイルに抜本的に転換し、「お客さまにご納得・ご満足いただいた上で商品・サービスをご利用いただく」活動に徹底して取り組んでまいります。具体的には、勧誘方針※1やかんぽ営業スタンダード※2などのプリンシプルに基づく活動や、契約継続やアフターフォロー等の活動プロセスも評価するマネジメントへの転換を図ってまいります。また、ご加入期間をとおして「生命保険というサービスをご提供する」という考え方により、丁寧なアフターフォローに取り組むことで、お客さまとの信頼関係の再構築に努めてまいります。

※1　勧誘方針とは、生命保険の使命等を踏まえた高い倫理観に基づき保障を提供するという、プリンシプルベースのお客さま本位の理念に基づく方針です。
※2　かんぽ営業スタンダードとは、勧誘方針に基づく真のお客さま本位の営業活動の実践に向けた行動原則です。

■ 事業基盤の強化

当社は、上記のとおり、信頼回復に向けた取り組みを継続した上で、生命保険会社としてあるべき姿に再生するため、「新しいかんぽ営業体制の構築」、「保険サービスの充実」、「事業運営の効率化」、「資産運用の深化・高度化」などの事業基盤の強化に取り組んでまいります。

ア．新しいかんぽ営業体制の構築

お客さまの多様な保障ニーズに対応した保険サービスを提供していくため、専門性と幅広さを兼ね備えた新しいかんぽ営業体制を構築し、日本郵政グループ一体での総合的なコンサルティングサービスを実現してまいります。

具体的には、ご家庭への訪問などを通じて、お客さまへの丁寧なアフターフォローや保険サービスをご案内するコンサルタントは、生命保険のご提案及びアフターフォローに専念するとともに、お客さま担当制の導入により、お客さまに質の高いきめ細やかなアフターフォローを実施してまいります。

また、全国にネットワークを持つ郵便局窓口において、ご来局いただいたお客さまに保険商品を含む幅広い金融商品をご提案する郵便局窓口社員は、引き続き、広範な商品・サービスを提供してまいります。

イ．保険サービスの充実

人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えする保険サービスの開発を進めてまいります。

具体的には、青壮年層のお客さまニーズに応える低廉な保険料でバランスのとれた保障の提供や、人生100年時代を踏まえた高齢・中高年層の保障等のニーズに応える商品の拡充のほか、健康寿命延伸に貢献する商品の研究に取り組んでまいります。

ウ．事業運営の効率化

デジタル化の推進により、お客さまサービス向上と業務の効率化及び経費の削減に取り組

んでまいります。これにより生じた経営資源は、お客さまサポート領域、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等の強化領域にシフトしてまいります。

エ．資産運用の深化・高度化

資産運用においては、ERMのフレームワークの下、ALM運用を基本として、安定的な資産運用収益の確保を目指すとともに、2025年予定の経済価値ベースの新資本規制導入の動きに適切に対処しつつ、オルタナティブ等の投資領域毎とポートフォリオ構築の両面から資産運用を深化・高度化してまいります。また、2021年４月からは、全運用資産を対象としてESGの諸要素を考慮するとともに、「Well-being向上」、「地域と社会の発展」、「気候変動対応」を含む環境保護への貢献を重点取組テーマとした投融資を行い、これらを通じて、広くSDGs※の目標達成や社会課題解決への貢献に取り組み、かんぽ生命らしい”あたたかさ”の感じられるESG投資を推進してまいります。

※ SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略語で、2015年９月に「貧困に終止符を打ち、持続可能な未来を追求する」ことを掲げて国連総会で採択された世界共通の目標です。2030年までに地球規模の課題を解決するべく、17のゴールと169のターゲットから構成されます。

2 持続的成長に向けた取り組み

■ お客さま体験価値の向上

当社は、上記「再生に向けた取り組み」のお客さまから真に信頼される企業への再生に取り組みつつ、自らの社会的使命を再認識し、当社らしい新しい社会的価値を作り出すことで、市場での競争力を高め、持続的成長を目指してまいります。

お客さま体験価値の向上の観点から、保険サービスを抜本的に見直し、お客さまの利便性や募集品質を向上させることで、「かんぽ生命に入っていてよかった」と感動いただけるよう取り組みます。また、その体験価値をご評価いただいたお客さまから、そのご家族や知人、さらには地域・社会全体へかんぽ生命をお勧めいただくことで、お客さまを広げてまいります。

具体的には、「一人ひとりに寄り添う適切なご提案」、「その場で完結する簡便な手続きの提供」、「チーム一体でのきめ細やかなサポート」、「お客さまとのつながりを重視したアフターフォローの充実」に取り組んでまいります。

ア．一人ひとりに寄り添う適切なご提案

お客さまのニーズや必要な保障内容などについてデジタルを活用したツールにより可視化

することで、お客さま一人ひとりに寄り添う適切なご提案を実現してまいります。

イ．その場で完結する簡便な手続きの提供
　デジタル技術の活用により、お客さまのニーズに応じて、オンライン、対面等様々なお申込み・ご請求形態を選択できるようにするほか、リモートでの専門スタッフの同席等により、その場での諸手続き等の完了を可能にしてまいります。

ウ．チーム一体でのきめ細やかなサポート
　お客さまのご契約情報やお問合せ情報等をお客さま単位で集約したお客さまデータベースを構築し、コンサルタント、郵便局窓口、カスタマーサービスセンターなど、お客さまにご対応する全ての社員がチーム一体で、きめ細やかなあたたかみのあるサポートを提供できる環境を整備してまいります。

エ．お客さまとのつながりを重視したアフターフォローの充実
　訪問による対面対応に加えて、電話・TV会議など様々な方法による手厚いアフターフォローや、メール・SNS等によるお客さま毎に最適なタイミングでのアフターフォローを行い、お客さまのニーズに幅広くお応えし、お客さまの周囲の方々も含めた信頼感の獲得を目指してまいります。

■ ESG経営の推進（社会課題の解決への貢献）

当社は、当社の社会的使命を果たすことで、サステナビリティ(持続可能性)を巡る社会課題の解決に貢献してまいります。

当社が優先的に取り組む社会課題（マテリアリティ）として、「郵便局ネットワーク等を通じた保険サービスの提供」、「地域と社会の発展・環境保護への貢献」、「健康増進等による健康寿命の延伸・Well-being向上」、「社員一人ひとりが生き生きと活躍できる環境の確立」、「社会的使命を支えるコーポレートガバナンス」の５つの課題を設定し、解決に向けて取り組んでまいります。

具体的には、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量の削減や女性管理者比率など具体的な目標を設定するとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に沿った取り組みなどを進めてまいります。また、これらの取組状況については、サステナビリティレポート等を通じて、積極的に開示してまいります。

加えて、お客さまが抱える多様なお悩みにお応えし、お客さまの生活に寄り添うサービスを提

供することで、当社の存在意義を発揮し、少子高齢化や健康などといった社会課題への解決に貢献するとともに、当社をより身近に感じていただき、更なる信頼を構築していけるような取り組みを検討します。

3 再生と成長のための土台作り

■ 企業風土改革・働き方改革

当社は、経営陣と社員が将来のビジョンを共有し、一人ひとりがやりがい（ES）を感じながら会社とともに成長する企業を目指します。

具体的には、経営陣と社員のコミュニケーションの活性化、社員一人ひとりの多様なキャリア形成の支援、マネジメント力の強化、人事評価制度の高度化を柱とした企業風土改革を推進してまいります。また、ES調査結果を踏まえた自律的な改善活動を推進するとともに、テレワークの活用などにより多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備し、ダイバーシティを実現する働き方改革を推進してまいります。

これらの取り組みにより、社内コミュニケーションが活性化され、相互理解の下、全社が一体感を持ち、お客さま本位に基づき自律的・主体的に行動する会社を実現してまいります。

■ ガバナンスの強化

当社は、組織としての透明性・公平性を確実に高め、さらには、社員一人ひとりのリスク感度を高めることにより、健全な事業運営を行ってまいります。

具体的には、健全なコーポレートガバナンスを確保した上で、マネー・ローンダリング並びに犯罪防止等対策や個人情報保護・情報セキュリティ対策を強化するなど、健全な業務運営を確保するための取り組みを継続して実施してまいります。また、お客さまの声、社員の声を貴重な財産だととらえ、お客さまサービスや業務運営の改善につなげてまいります。

新たな中期経営計画においては、上記の取り組みを実施することで、株主、投資家を始めとする様々なステークホルダーの皆さまのご期待に沿えるよう、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

【当社の主要業績】

《契約高の状況》

個人保険は、年換算保険料ベースの新契約高が306億円（前年度比79.1％減）、保有契約高が２兆8,400億円（前年度末比9.7％減）となりました。また、保障額ベースの新契約高が3,903億円（前年度比79.4％減）、保有契約高が45兆9,122億円（前年度末比8.0％減）となりました。

個人年金保険は、年換算保険料ベースの新契約高が０億円（前年度比94.9％減）、保有契約高が3,571億円（前年度末比13.3％減）となりました。また、年金原資及び責任準備金ベースの新契約高が１億円（前年度比95.0％減）、保有契約高が１兆5,638億円（前年度末比19.0％減）となりました。

（単位：億円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当期）
個人保険（年換算保険料）				
新契約高	3,762	3,513	1,469	**306**
保有契約高（年度末）	33,673	33,639	31,446	**28,400**
個人年金保険（年換算保険料）				
新契約高	2	1	3	**0**
保有契約高（年度末）	4,911	4,524	4,120	**3,571**
個人保険（保障額）				
新契約高	54,641	55,638	18,937	**3,903**
減少契約高	32,024	49,217	49,800	**43,937**
保有契約高（年度末）	523,597	530,018	499,155	**459,122**
個人年金保険（年金原資及び責任準備金）				
新契約高	30	19	35	**1**
減少契約高	3,916	4,150	4,023	**3,669**
保有契約高（年度末）	27,425	23,294	19,306	**15,638**

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの受再保険契約は含んでおりません。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの受再保険の状況につきましては、以下に参考として記載しております。
3　個人年金保険における「年金原資」とは、年金支払開始前契約における将来支払う年金の総額を年金支払開始時点の価額に換算したものです。
4　個人年金保険における「責任準備金」とは、年金支払開始後契約における将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金です。
5　当社は、団体保険及び団体年金保険を取り扱っておりません。

〈参考〉独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から受再している簡易生命保険の状況

（単位：億円）

	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末（当期）
保険（保険金額）	330,772	291,431	261,432	**236,348**
年金保険（年金額）	6,828	5,909	5,241	**4,789**

（注）　記載金額は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構での公表基準で計上しており、単位未満を四捨五入して表示しております。

《責任準備金の状況》

（単位：億円）

	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末（当期）
責任準備金	677,772	650,605	622,931	**593,977**
うち危険準備金	21,143	19,627	17,973	**16,113**

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　当期末における責任準備金のうち、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除きます。）は31兆4,087億円、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金は１兆1,296億円です。

《基礎利益等の指標》

（単位：億円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当期）
基礎利益	3,861	3,771	4,006	**4,219**
実質純資産額（年度末）	128,998	135,319	123,478	**120,775**
ソルベンシー・マージン比率（年度末）	1,130.5%	1,188.0%	1,068.9%	**1,118.1%**
連結実質純資産額（年度末）	129,048	135,357	123,509	**120,817**
連結ソルベンシー・マージン比率（年度末）	1,131.8%	1,189.8%	1,070.9%	**1,121.2%**

（注）1　基礎利益、実質純資産額及び連結実質純資産額の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　ソルベンシー・マージン比率及び連結ソルベンシー・マージン比率は、小数点第２位以下を切り捨てて小数点第１位まで表示しております。

(2) 企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況の推移

イ. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
経常収益	7,952,951	7,916,655	7,211,405	**6,786,226**
経常利益	309,233	264,870	286,601	**345,736**
親会社株主に帰属する当期純利益	104,487	120,480	150,687	**166,103**
包括利益	185,868	172,795	△42,235	**934,447**
純資産額	2,003,126	2,135,137	1,928,380	**2,841,475**
総資産	76,831,261	73,905,017	71,664,781	**70,172,982**

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 保険会社の財産及び損益の状況の推移

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
年度末契約高		億円	億円	億円	**億円**
	個人保険	523,597	530,018	499,155	**459,122**
	個人年金保険	27,425	23,294	19,306	**15,638**
	団体保険	—	—	—	**—**
	団体年金保険	—	—	—	**—**
	その他の保険	1	1	1	**1**
		百万円	百万円	百万円	**百万円**
保険料等収入		4,236,461	3,959,928	3,245,541	**2,697,936**
資産運用収益		1,284,529	1,204,428	1,137,789	**1,121,668**
保険金等支払金		6,890,020	6,868,893	6,191,369	**5,866,091**
経常利益		308,845	265,143	286,829	**345,022**
契約者配当準備金繰入額		117,792	111,806	109,236	**65,465**
当期純利益		104,309	120,958	151,132	**165,586**
総資産		76,832,508	73,904,576	71,667,398	**70,173,857**
1株当たり当期純利益		173円91銭	201円66銭	268円19銭	**294円41銭**

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益の記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2　年度末契約高は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの受再保険契約を含んでおりません。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの受再保険の状況につきましては、１（1）【当社の主要業績】における〈参考〉で記載しております。
3　個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時点における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
4　当社は、団体保険及び団体年金保険を取り扱っておりません。
5　その他の保険は財形保険及び財形年金保険であり、その保有契約高は、財形保険にあっては責任準備金額、財形年金保険にあっては年金支払開始前契約の年金支払開始時点における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
6　当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

部門名	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
保険事業及び保険関連事業	当社	本社	東京都千代田区	2006年９月１日
情報システム関連事業	かんぽシステムソリューションズ株式会社	本社	東京都品川区	2011年10月３日

（注） 設置年月日は、保険事業及び保険関連事業については当社の設立年月日を、情報システム関連事業についてはかんぽシステムソリューションズ株式会社を子会社化した日を記載しております。

【当社の支店等及び代理店の状況】

（単位：箇所、店）

区分	前期末	当期末	当期増減（△）
エリア本部	13	**13**	—
支店	82	**82**	—
代理店	540	**507**	△33
日本郵便株式会社	1	**1**	—
簡易郵便局	539	**506**	△33

（注）1 日本郵便株式会社における当社の保険募集の取扱いを行う事務所（郵便局）数は、当期末現在で20,035郵便局（前期末比：△2）です。このほか、東日本大震災により、33郵便局が一時的に閉鎖しております。

2 簡易郵便局の数は、当社の保険募集の取扱いを行う募集代理店としての簡易郵便局の数です。また、当社の代理店である日本郵便株式会社に対してお客さまを紹介する業務を行う簡易郵便局受託者（紹介代理店）の数は、当期末現在で2,418簡易郵便局（前期末比：△9）です。

(4) 企業集団の使用人の状況

(単位：名)

部門名	前期末	当期末	当期増減（△）
保険事業及び保険関連事業	7,638	**7,645**	+7
情報システム関連事業	645	**607**	△38
計	8,283	**8,252**	△31

（注） 使用人数は、就業人員数（当企業集団外の他社からの出向者を含め、当企業集団外の他社への出向者を除きます。）であり、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含みます。）を含んでおりません。

【当社の使用人の状況】

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	6,534	**6,503**	△31	40.2	15.7	365
営業職員	1,104	**1,142**	+38	38.1		

（注）1 使用人数は、就業人員数（他社からの出向者を含め、他社への出向者を除きます。）であり、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含みます。）を含んでおりません。
2 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び日本郵政公社から通算した勤続年数です。
3 平均年齢及び平均勤続年数は、当期末現在の満年齢及び満勤続年数の平均であり、小数点第２位以下を切り捨てて小数点第１位まで表示しております。
4 平均給与月額は、2021年３月現在の基準内給与であり、時間外手当及び賞与を含んでおりません。また、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

当社（保険事業及び保険関連事業）において、2021年１月に国内公募により第２回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行（総額2,000億円）をいたしました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

部門名	金　額
保険事業及び保険関連事業	33,062
情報システム関連事業	47

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

・当連結会計年度における重要な設備の新設、拡充、改修
　該当事項はありません

・当連結会計年度における重要な設備の処分、除却
　該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区	グループの経営戦略策定	2006年1月23日	百万円 3,500,000	% 64.48	

(注) 1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　 2　親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで表示しております。

（経営上重要な親会社との契約等）

当社は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で「日本郵政グループ協定」を締結し、また、日本郵政株式会社との間で「日本郵政グループ運営に関する契約」を締結しております。

当該協定等に基づき、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や、法令等に基づき日本郵政株式会社による管理等が必要となる事項については、日本郵政株式会社との事前協議又は日本郵政株式会社への報告の対象となりますが、当該事前協議は当社の意思決定を妨げる又は拘束するものではない旨が「日本郵政グループ運営に関する契約」に定められており、当社の独立性が確保されていると認識しております。

また、本契約に基づき、当社は日本郵政株式会社に対して、「かんぽ」等を含むグループ商標の使用許諾の対価等として、ブランド価値使用料を支払うものとされております。ブランド価値使用料の算出方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしており、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合に直接影響されるものではありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
かんぽシステムソリューションズ株式会社	東京都品川区	情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託	1985年3月8日	百万円 500	% 100	

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

【取締役】

(2021年3月31日現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
千田　哲也	取締役 指名委員	日本郵政株式会社 取締役	
市倉　昇	取締役	日本郵政株式会社 常務執行役	
堀金　正章	取締役 監査委員		(注) 1
増田　寛也	取締役 指名委員、報酬委員	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社 取締役 株式会社ゆうちょ銀行 取締役 東京大学公共政策大学院客員教授	
鈴木　雅子	取締役（社外役員） 報酬委員長、監査委員	株式会社パソナグループ エグゼクティブアドバイザー 株式会社パソナフォース 代表取締役社長	
斎藤　保	取締役（社外役員） 監査委員長、指名委員	株式会社IHI 相談役 沖電気工業株式会社 社外取締役	
山田　芽由美	取締役（社外役員） 指名委員、監査委員	株式会社アイスタイル 取締役 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役	
原田　一之	取締役（社外役員） 指名委員長、報酬委員	京浜急行電鉄株式会社 代表取締役社長 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役	

（2021年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山﨑　恒	取締役（社外役員） 監査委員	弁護士 全国農業協同組合連合会 経営管理委員 住友商事株式会社 社外取締役	

（注）１　堀金正章氏は、長年にわたり財務部門の業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
２　監査の実効性確保の目的から、堀金正章氏を常勤監査委員に選定しております。
３　鈴木雅子、斎藤保、山田芽由美、原田一之及び山﨑恒の５氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４　2020年６月15日開催の定時株主総会において、千田哲也、市倉昇、増田寛也及び山﨑恒の４氏が取締役に新たに選任され、同日付けで就任いたしました。また、同日開催の取締役会において、千田哲也氏は指名委員に、堀金正章氏は監査委員に、増田寛也氏は指名委員及び報酬委員に、鈴木雅子氏は報酬委員長に、斎藤保氏は監査委員長に、山田芽由美氏は指名委員に、山﨑恒氏は監査委員にそれぞれ選定され、同日付けで就任いたしました。
５　斎藤保氏は、2020年４月１日付けで株式会社IHI取締役に就任いたしましたが、同年６月25日付けで退任し、同社相談役に就任いたしました。
６　増田寛也氏は、2020年６月16日付けで株式会社ゆうちょ銀行取締役に、同年６月17日付けで日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長に、同年６月24日付けで日本郵便株式会社取締役に就任いたしました。
７　千田哲也氏は、2020年６月17日付けで日本郵政株式会社常務執行役を退任し、同日付けで同社取締役に就任いたしました。
８　市倉昇氏は、2020年６月18日付けで日本郵政株式会社常務執行役に就任いたしました。

【執行役】

（2021年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
千田　哲也	代表執行役社長	日本郵政株式会社 取締役	
市倉　昇	代表執行役副社長 社長補佐、コンプライアンス統括部、募集管理統括部、主計部	日本郵政株式会社 常務執行役	
廣中　恭明	専務執行役 お客さまサービス統括部、事務企画部、品質改善推進部、システム企画部、デジタルサービス推進部担当執行役補佐（デジタル化推進担当）、新契約部担当執行役補佐、契約サービス部担当執行役補佐、支払部担当執行役補佐、保険金部担当執行役補佐、システム管理部担当執行役補佐	かんぽシステムソリューションズ株式会社 取締役	
奈良　知明	専務執行役 リスク管理統括部		
立花　淳	常務執行役 社長特命、人事部、人材開発部、運用企画部、市場運用部、運用開発部		
加藤　進康	常務執行役 デジタルサービス推進部、商品開発部		
内木場　信篤	常務執行役 営業企画部、代理店支援育成部、エリア本部		
鈴川　泰三	常務執行役 新契約部、契約サービス部、支払部、保険金部、お客さまサービス統括部担当執行役補佐、事務企画部担当執行役補佐、品質改善推進部担当執行役補佐		（注）６
宮西　嘉樹	常務執行役 文書法務部、法人営業推進育成部、法人営業開発部		
松田　紀子	常務執行役 人事部担当執行役補佐（働き方改革推進担当）		

（2021年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小野木　喜恵子	常務執行役 お客さまサービス統括部担当執行役補佐、事務企画部担当執行役補佐、東京事務サービスセンター長		（注）６
古家　潤子	常務執行役 資金会計部、運用審査部		
田中　元則	常務執行役 総務部、融資部、代理店支援育成部担当執行役補佐、法人営業推進育成部担当執行役補佐		
大西　徹	常務執行役 経営企画部、広報部	かんぽシステムソリューションズ株式会社 取締役	
藤森　敬裕	常務執行役 東京エリア本部長		
阪本　秀一	執行役 秘書部、人事部担当執行役補佐、人材開発部担当執行役補佐、人事部長		
横山　政道	執行役 システム管理部、システム企画部担当執行役補佐	かんぽシステムソリューションズ株式会社 取締役	
飯田　隆士	執行役 募集管理統括部担当執行役補佐		
藤井　慎介	執行役 内部監査部		
齋藤　肇	執行役 代理店支援育成部担当執行役補佐、代理店支援育成部長		
宮本　進	執行役 経営企画部担当執行役補佐		
室　隆志	執行役 コンプライアンス統括部担当執行役補佐		
春名　貴之	執行役 運用企画部担当執行役補佐、運用開発部担当執行役補佐、運用企画部長		

（2021年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
久米　毅	執行役 法人営業推進育成部担当執行役補佐、法人営業推進育成部長		
今泉　道紀	執行役 内部監査部担当執行役補佐		
田口　慶博	執行役 営業企画部担当執行役補佐、営業企画部長		
前谷　勲	執行役 東海エリア本部長		
黒崎　善幸	執行役 九州エリア本部長		
重松　淳	執行役 営業企画部担当執行役補佐		

（注）１　千田哲也及び市倉昇の両氏は、取締役を兼務しております。
２　2020年３月25日開催の取締役会において、今泉道紀、田口慶博、前谷勲及び黒崎善幸の４氏が執行役に新たに選任され、同年４月１日付けで就任いたしました。
３　2020年６月15日開催の取締役会において、市倉昇氏が執行役に新たに選任され、同年６月18日付けで就任いたしました。
４　2020年６月15日開催の取締役会において、役付執行役が選定され、次のとおり変更いたしました。

氏　名	地　位（変更前）	地　位（変更後）	異動年月日
市倉　昇	（新任）	代表執行役副社長	2020年６月18日
廣中　恭明	常務執行役	専務執行役	2020年６月15日
奈良　知明	常務執行役	専務執行役	2020年６月15日
大西　徹	執行役	常務執行役	2020年６月15日
藤森　敬裕	執行役	常務執行役	2020年６月15日

５　2020年12月23日開催の取締役会において、重松淳氏が執行役に新たに選任され、2021年１月１日付けで就任いたしました。なお、重松淳氏は、アフラック生命保険株式会社の執行役員の地位にありますが、当社執行役就任日以降は、同社の業務執行を行っておらず、当社の業務執行に専念しております。
６　鈴川泰三及び小野木喜惠子の両氏は、2021年３月31日付けで執行役を辞任いたしました。
７　大西徹氏は、2020年４月１日付けで、かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役に就任いたしました。
８　加藤進康氏は、2020年６月17日付けで、日本郵政株式会社常務執行役を退任いたしました。

9　当期末以降における執行役に関する重要な事項は以下のとおりです。
(1)　2021年３月24日開催の取締役会において、吉田正一、木村善久、西沢由規及び宮澤仁司の４氏が執行役に新たに選任され、同年４月１日付けで就任いたしました。
(2)　2021年３月24日開催の取締役会において、役付執行役が選定され、次のとおり変更いたしました。

氏　名	地　位（変更前）	地　位（変更後）	異動年月日
立花　淳	常務執行役	専務執行役	2021年４月１日
阪本　秀一	執行役	常務執行役	2021年４月１日
藤井　慎介	執行役	常務執行役	2021年４月１日
春名　貴之	執行役	常務執行役	2021年４月１日
久米　毅	執行役	常務執行役	2021年４月１日

(2) 会社役員に対する報酬等

【報酬の種類別の総額開示】

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	70	70	—	—	8
執行役	625	630	△4	—	31
計	695	700	△4	—	39

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　当社は、当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役に対して取締役としての報酬等を支給していないため、取締役の対象となる役員の員数に当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役３名を含んでおりません。
3　報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数には、当期中に退任した取締役２名、執行役２名及び当期末に辞任した執行役２名に係る報酬等を含んでおります。
4　報酬等の種類別の総額について、当社の業績連動型株式報酬は当社株式を給付する場合を含め全て業績連動報酬等に含めて開示しており、当該金額は、当年度に費用計上した金額を記載しております。

【業績連動報酬等に関する事項】

(業績連動型株式報酬制度の概要)

当社は、2015年12月22日開催の当社報酬委員会において、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定し、2016年４月27日開催の同委員会において詳細を決定いたしました。

①　本制度の概要

本制度は、当社の執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、執行役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託（BBT）と称される仕組みを採用します。株式給付信託（BBT）とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、執行役に対して、予め定める株式給付規程に従って、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（ただし、自己都合による退任の場合には、株式の金銭への換算は行われず、当社株式のみが給付されます。以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、執行役が当社株式等の給付を受ける時

期は、原則として当社の執行役を退任した時とします。
なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

② 執行役に給付される予定の当社株式の総数
109,300株（2021年３月31日現在）
なお、本制度の概要に記載のとおり、本制度は、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付するものであり（ただし、自己都合による退任の場合には、株式の金銭への換算は行われず、当社株式のみが給付されます。）、上記株数には、対象となる執行役全員が任期満了により退任したと仮定した場合に当該執行役に給付される当社株式の総数（2021年３月31日現在）であり、金銭により給付される部分を含んでおりません。当該事業年度中の給付状況は、４　株式に関する事項（４）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
執行役を退任した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

（業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法）
執行役に対して支給する業績連動型の株式報酬については、当事業年度の会社業績、職責に応じた指数及び執行役の職務の遂行状況等に基づく個人別評価に基づき、付与ポイントを算定しております。

〔ポイント算定式〕
「付与ポイント」＝（「職責に応じた基本ポイント」＋「個人別評価ポイント」）×「会社業績連動係数」

職責に応じた基本ポイントについては、役位に応じた役位別のポイントを定めております。
執行役の個人別評価ポイントについては、当該執行役が担当する業務における成果、取組状況等を個別に評価して決定しております。
会社業績連動係数については、経営計画の達成度について総合的な判断を可能とするため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当社の事業形態・内容に適したものとして、「当期利益目標」、「営業・募集品質関係の達成状況」及び「事務・システム態勢整備等の達成状況」をその指標の達成状況に応じて決定しております。
なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支払割合の決定に関する方針は定めておりません。

(当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標、実績)

指　標	目　標	実　績
当期利益目標: 1株当たり当期純利益（連結）	220円	295.33円
営業・募集品質関係の達成状況：保有年換算保険料（注）	ご契約調査、フォローアップ活動、健全な組織風土の醸成、適正な営業推進態勢の確立	各施策は概ね計画どおり進捗
事務・システム態勢整備等の達成状況	適正な募集管理態勢の強化、資産運用、ERM、事業の効率化、ビジネスモデルの再構築、人材育成・働き方改革、犯罪・マネー・ローンダリング対策等	各施策は概ね計画どおり進捗

（注）　2020年度は、お客さまからの信頼回復に向けた取り組みを最優先とし、営業目標を設定していないため、保有年換算保険料を経営目標として設定しておりません。

【非金銭報酬等に関する事項】

当社は、非金銭報酬として執行役に対して本制度に基づき株式報酬を交付しております。当該株式報酬については上記【報酬の種類別の総額開示】に記載のとおり業績連動報酬等に含めて開示しており、その内容及び交付状況は【業績連動報酬に関する事項】に記載のとおりです。

【各会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針】

当社は、取締役及び執行役の経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、報酬委員会で「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり決議しております。

「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

1　報酬体系

(1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

(2) 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。

(3) 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2　取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

3　執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

4　その他

当社の取締役又は執行役であってグループ会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼職する場合は、当該取締役又は執行役が主たる業務執行を行う会社においてその報酬を支給する。

【当事業年度に係る会社役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うと報酬委員会が判断した理由】

当社では、報酬委員会において、上記方針のほかに役位ごとの基本報酬を定める「役員報酬基準」及び業績連動型株式報酬について定める「役員株式給付規程」を設けております。

取締役及び執行役の役位に応じた個人別の報酬額、執行役の個人別評価並びに業績等に応じた株式報酬に係る付与ポイント等の決定に当たっては、報酬委員会が原案について上記方針等との整合性を含め、多角的な検討を行い、個人別の報酬等の内容が上記方針等に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏　名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
堀金　正章	会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。 会社法第423条第１項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。 補償契約について、該当事項はありません。
増田　寛也	
鈴木　雅子	
斎藤　保	
山田　芽由美	
原田　一之	
山﨑　恒	

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役及び執行役	当社は、被保険者が負担することとなる損害を補填するため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社は、職務の執行に関し責任を負うことにより生ずることのある損害及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2021年３月31日現在)

氏　名	兼職その他の状況
鈴木　雅子	株式会社パソナグループ エグゼクティブアドバイザー 株式会社パソナフォース 代表取締役社長 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
斎藤　保	沖電気工業株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
山田　芽由美	株式会社アイスタイル 取締役 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
原田　一之	京浜急行電鉄株式会社 代表取締役社長 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等の取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
山﨑　恒	住友商事株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況及び取締役会における発言 その他の活動状況
鈴木　雅子	４年９カ月	人材活用・健康支援サービスの企業経営に関する豊富な経験を有しております。当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しており、当期中に17回開催された全ての取締役会に出席し、特に人事・人材開発及び企業経営の観点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行並びに業務改善計画の実施に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただきました。また、報酬委員長及び監査委員としてこれらの委員会（報酬委員就任後の報酬委員会当期６回開催、監査委員会当期17回開催）の全てに出席し、積極的な意見を述べていただきました。

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況及び取締役会における発言 その他の活動状況
斎藤　保	３年９カ月	国際的に事業を展開する企業経営に関する豊富な経験を有しております。当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しており、当期中に17回開催された全ての取締役会に出席し、特に企業風土改革及び企業経営の観点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行並びに業務改善計画の実施に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただきました。また、監査委員長及び指名委員としてこれらの委員会（監査委員就任後の監査委員会当期13回開催、指名委員会当期５回開催）の全てに出席したほか、報酬委員在任中の報酬委員会当期２回開催の全てに出席し、積極的な意見を述べていただきました。
山田　芽由美	３年９カ月	デジタル戦略に強みを有する企業経営に関する豊富な経験を有しております。当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しており、当期中に17回開催された全ての取締役会に出席し、特にＩＴを通じた業務改革及び企業経営の観点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行並びに業務改善計画の実施に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただきました。また、指名委員及び監査委員としてこれらの委員会（指名委員就任後の指名委員会当期３回開催、監査委員会当期17回開催）の全てに出席し、積極的な意見を述べていただきました。
原田　一之	２年９カ月	公共性の高い社会インフラを運営する企業経営に関する豊富な経験を有しております。当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しており、当期中に17回開催された全ての取締役会に出席し、特に企業風土改革及び企業経営の観点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行並びに業務改善計画の実施に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただきました。また、指名委員長及び報酬委員としてこれらの委員会（指名委員会当期５回開催、報酬委員会当期８回開催）の全てに出席し、積極的な意見を述べていただきました。

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況及び取締役会における発言その他の活動状況
山﨑　恒	９カ月	法律の専門家として法令遵守・内部統制等に関する豊富な知見を有しております。当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しており、就任後の当期中に14回開催された全ての取締役会に出席し、特に法務及びコンプライアンスの観点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行並びに業務改善計画の実施に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただきました。また、監査委員として当期に開催された委員会（就任後の当期13回開催）全てに出席し、積極的な意見を述べていただきました。

（注）　在任期間は、当期末までの期間であり、１カ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

(3) 法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応

鈴木雅子、斎藤保、山田芽由美及び原田一之の４氏が在任中に、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明し、当社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。

上記４氏は平素より法令順守及び顧客コンプライアンス経営の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしてまいりました。その後、山﨑恒を含めた５氏は取締役会において業務改善計画の進捗状況につき定期的に報告を受け、各種取組の内容及び進捗状況を適切にモニタリングしております。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	７名	48 （うち報酬以外：—）	—

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	2,400,000千株
発行済株式の総数	562,600千株

(2) 当年度末株主数

186,071名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本郵政株式会社	362,732	64.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,137	3.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,402	1.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	3,749	0.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	3,323	0.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,231	0.57
SMBC日興証券株式会社	3,098	0.55
かんぽ生命保険社員持株会	2,994	0.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口１）	2,976	0.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口２）	2,375	0.42

（注）1　持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2　持株比率は、自己株式（11千株）を除いて算出し、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで表示しております。なお、自己株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（156千株）を含めておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役（社外役員を除く。）及び執行役	10,700株（注）	2人
社外取締役（社外役員に限る。）	該当なし	該当なし

（注） 2 会社役員に関する事項 （2）会社役員に対する報酬等 【業績連動報酬等に関する事項】に記載の業績連動型株式報酬制度に基づき交付したものであります。なお、本制度は、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付するものであり、上記の株式の数には、金銭により給付される部分を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 辰巳　幸久 指定有限責任社員 菅野　雅子 指定有限責任社員 佐藤　栄裕	184	・監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項に定める同意を行っております。 ・当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である会計・財務・内部統制等に関連するアドバイザリー業務等を委託し対価を支払っております。

(注) 1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　会社法に基づく監査に対する報酬の額及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を明確に区分した監査契約を会計監査人と締結していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。
3　当社及び子法人等が、会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、206百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

監査委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を次のとおり決議しております。

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当し、かつ、当社の会計監査に支障があると判断したときは、会計監査人を解任する。
また、監査委員会は、会計監査人の職務の遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

(業務の適正を確保するための体制)
当社は、取締役会におきまして、業務の適正を確保するための体制の構築に係る基本方針として、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり決議しております。
(2020年３月25日 改正)

「内部統制システムの構築に係る基本方針」

1　当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社が定めるグループの行動憲章に従い、執行役及び使用人が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
(2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
(3) 企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、執行役及び使用人が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
(4) コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の内部管理態勢の充実・強化に関する事項を協議するとともに、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。

(5) 反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
(6) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び会計監査人に報告する。
(7) コンプライアンス違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき執行役及び使用人に周知する。
(8) 内部監査規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

2 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、執行役及び使用人に対しリスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法等の基本的事項を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。
(2) リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項を協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
(3) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

4 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
(2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

5　当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前協議又は報告を行う。

(2) 子会社の管理に関する規程を定め、以下のとおり、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。

①　子会社に対し、グループ経営の根幹となる日本郵政グループ協定等による措置を講じさせる。

②　子会社に対し、経営分析、業務に関する指導、リスク管理、コンプライアンスに関する指導、監査等を行う。

③　子会社による経営方針、経営計画等の重要事項の策定等を当社への事前承認事項とする。

④　子会社による当局への申請事項、月次の業績、外部監査の結果等を当社への報告事項とする。

(3) グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ会社との取引については、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。

6　当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。

7　当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の使用人は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとする。また、監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

8　当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

(1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に当社及び子会社の内部統制に係る業務の執行状況を報告する。

(2) 執行役及び使用人は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。

(3) 内部監査を所管する執行役は、当社及び子会社の内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について速やかに監査委員に報告する。
(4) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、当社及び子会社の業務執行に関する事項を報告する。この場合において、監査委員会が必要と認めたときは、内部監査を所管する執行役に対して調査を求め、又はその職務の執行について具体的に指示を行うものとする。
(5) 執行役及び使用人は、内部通報等により発覚した当社及び子会社の重大なコンプライアンス違反（そのおそれのある事案を含む。）行為について、速やかに監査委員に報告する。
(6) 監査委員会への報告又は内部通報を行った者に対し、当該報告又は内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

9　当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

10　その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表執行役社長は、経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
(2) 内部監査を所管する執行役は、監査計画の策定及び変更を行う際は、事前に監査委員会に監査計画の説明を行い、監査委員会の同意を得た上で行う。
(3) 監査委員会は、監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて内部監査を所管する執行役と意見交換を行うなどの連携を図る。
(4) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
(5) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。
(6) 内部監査を所管する執行役及び内部監査部長の重要な人事は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、運用しております。2020年度においては、業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、以下のとおり内部統制システムの整備・運用に取り組んでおります。

(1) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」という経営理念の実現に向け、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」、「消費者志向自主宣言」及び「勧誘方針」を公表し、徹底したお客さま第一の業務運営に努める旨を内外に広く発信しております。また、生命保険本来の役割・使命を踏まえた高い倫理観に基づき保障を提供するというプリンシプルベースの基本的な行動の実践を徹底し、お客さま本位の理念を反映するために策定した「かんぽ営業スタンダード」について、研修等を通じて定着・浸透を図るとともに、「お客さまの信頼回復に向けた約束」を公表し、研修等を行うことで、お客さま本位の事業運営を徹底しております。

・ コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告するとともに、職場におけるコンプライアンス研修等を継続的、重層的に実施しております。

・ コンプライアンス違反やそのおそれがある場合の報告先として、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき執行役及び使用人に周知しております。また、内部通報窓口の信頼性向上等を図るため、通報された事案の対応方針を通報者により丁寧に説明する、通報者のフォローアップを行い内部通報による不利益取扱いを能動的に検知するなどの取り組みを行っております。

・ 以下のとおり各組織の体制を整備し、適正な募集管理態勢を構築しております。

① 郵便局・コールセンター・サービスセンターは、募集事前チェックや募集時の郵便局管理者による全件チェック等、申込みから契約締結まで重層的なチェックを実施しております。

② 本社営業部門が適正募集の実現に向けた企画・指導業務を行い、募集品質の確保を前提とした営業への責任を担うとともに、コンプライアンス部門・募集管理部門が営業部門の施策に対する検証業務に注力することで、適切な相互牽制の下、真にお客さま本位に立脚した施策の立案が可能となる態勢を構築しております。また、不適正な募集行為を行ったと認められる募集人に対して、自認に頼らない事実認定の実施や募集人処分における厳格な処分基準の適用による牽制の強化を図っております。

③　内部監査部は、募集に関する業務が規定に準拠していることの確認にとどまらず、適正募集の実現に向けた施策の目的が達成される運用がなされているか、必要に応じて施策の見直しに繋げられるようになっているかという観点も踏まえて監査プログラムを策定し、各施策について、十分性・適切性・有効性の観点から検証しております。

・　また、日本郵便株式会社の内部管理態勢の充実、強化に関する事項等の諸課題について協議するため、当社と日本郵便株式会社の両社社長をトップとする会議を定期的に開催し、指導・管理のために必要な措置を協議しております。

(2)　当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・　経営会議規程・文書管理規程等において、経営会議議事録・稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る文書の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を行っております。

(3)　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・　リスク管理を統括する部署として、リスク管理統括部を設置し、リスク管理委員会において、リスク管理に関する協議・報告を行うとともに、リスク管理統括部担当執行役がリスク管理に関する重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告しております。

・　お客さまの声、使用人の声、社会の関心・他社動向、契約継続状況等から検知したリスク情報を活かし、改善策に繋げるというPDCAサイクルを構築しております。また、問題を検知した事象に対しては、同種・同構造の事案の横展開調査を実施しております。

・　地震や台風等の災害について、危機管理委員会の設置による対応等、お客さま対応・保険事務・本社機能・システム等の各領域において、適時・適切に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症については、業務継続体制の確保のため、出勤抑制等で社員に対する感染防止策を徹底するとともに、テレワークの活用等の全社的な対応を継続しております。

(4)　当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　原則として毎週経営会議を開催し、協議・報告を行うとともに、経営会議の諮問機関として、サステナビリティ戦略の推進に関する方針等を専門的知見により協議するために新設したサステナビリティ委員会を含め、10の専門委員会を設置し、部門横断的な課題等について協議を行っております。また、お客さまサービス向上委員会をCX向上委員会へ改称するとともに、お客さまサービスの向上に加えて全社的なCX施策の推進管理を行ってまいります。

・　加えて、経営陣が主導して対策を迅速・確実に実行し、募集品質を改善するため、お客さま本位の募集態勢推進委員会を設置し協議を行う、取締役会において、決議案の作成段階から社外取締役の知見を活用する「審議」を行う、必要に応じ臨時取締役会や社外取締役間会合を開催する、社外取締役への情報提供の充実・迅速化を図る等の各種取組を行っております。

(5) 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・　日本郵政グループ協定等に基づき、日本郵政株式会社との間で事前協議及び報告を行っております。また、グループ会社間の業務の適正性を確保するため、グループ運営会議を開催し、各社の経営状況、お客さまの声・使用人の声の状況、オペレーショナルリスク等のグループの重要課題に関して議論する、内部監査・コンプライアンス等の各種の経営課題に関するグループの連絡会を定期的に開催する等の取り組みを行っております。

・　社内の内部通報窓口に加えて、金融商品の営業業務に関する不適正な事象だけでなく、当該営業業務に関係する社内制度や営業方針等がお客さまの不利益になるおそれがある場合も通報の対象とする社外通報窓口やコンプライアンス違反に該当しない内容も含め、グループ各社の使用人から幅広く業務相談を受ける窓口を設け、その利用につき使用人に周知しております。また、日本郵便株式会社の募集人からかんぽ商品に関する通報があった際には、当社と日本郵便株式会社で必要な情報を共有して対応するなど、グループ横断的な取り組みを行っております。

・　子会社等経営管理規程を定め、子会社と締結した経営管理契約に基づき、当社へ事前承認及び報告を行う事項を定め、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備しております。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・　監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有し、かつ、独立性を有する専属の使用人を配置しております。

・　監査委員会決議により、監査委員会監査基準を定め、実効性を確保するための体制を規定化しております。また、監査委員会への報告体制を整備し、内部統制担当執行役が定期的に業務執行状況を報告するとともに、重要事項については速やかに監査委員に報告しております。加えて、監査委員会による内部監査部門への関与を強化するため、内部監査計画の決定・変更や内部監査を所管する執行役及び内部監査部長の重要な人事は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行っております。

・　監査委員会は、担当執行役からの報告に対して、必要に応じて内部監査部に調査を指示し、内部監査部担当執行役の調査報告を元に実態に踏み込んだ協議、又は必要に応じて担当執行役に助言ができる体制を整備しております。また、監査委員会における議論を充実させるため、毎月の監査委員会の監査テーマに関する直近の監査状況等の論点を、監査委員に説明しております。

・　監査委員会は、経営上の重要事項について、代表執行役社長と定期的に意見交換を行っているほか、日本郵政株式会社の監査委員会及び日本郵便株式会社の監査役会と定期的に意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり利益を害さないように留意した事項

当社が、親会社である日本郵政株式会社その他の日本郵政グループに属する会社との間で行う取引については、保険業法に基づき、アームズ・レングス・ルール（保険会社は、親会社及びその子会社等の一定の関係者との間で、通常と著しく異なる条件での取引等を行ってはならないこととされており、この定めを「アームズ・レングス・ルール」といいます。）に則って公正に行っております。

ロ．当該取引が利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

グループ内取引の適正性を確保するため、当社で行う全ての取引に対し、取引前に取引部署においてグループ内取引に該当するか否かの確認を行い、日本郵政グループに属する会社と取引を行う場合には、当該取引の適正性が確保されているかを、グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点で既定のチェックリストに基づき事前に点検するとともに、専門部署（文書法務部）において点検内容の適正性を確認しております。また、取引実施後においても、総括部署（経営企画部）が事後点検を実施しております。さらに、グループ内取引に係る取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の重要な取引の取引条件を変更する場合は、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備しております。このように、取締役会は、当社のアームズ・レングス・ルールのチェック態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

ハ．ロの取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

【剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけるとともに、経営の健全性を確保しつつ、安定的な株主への利益還元を行っております。

具体的には、今後の利益見通し、財務の健全性を考慮しつつ、１株当たり配当について、2025年度までの中期経営計画期間においては原則として減配を行わず、増配を目指してまいります。

なお、内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応し、将来に向けた安定的な企業成長を実現するために活用してまいります。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。2020年度の株主配当につきましては、2021年５月14日の取締役会決議に基づき、１株当たり76円といたします。

なお、当社は毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させることを目的として、中間配当、期末配当の年２回の剰余金の配当を予定しております。

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

1．郵便局ネットワークを通じて生命保険サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。

2．株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が実質的に確保されるよう配慮してまいります。

3．お客さま、株主さまを含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。

4．経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断に意思決定・業務執行を行ってまいります。

（コーポレートガバナンスに関する体制図は次頁のとおりです。）

【ご参考】

体制図

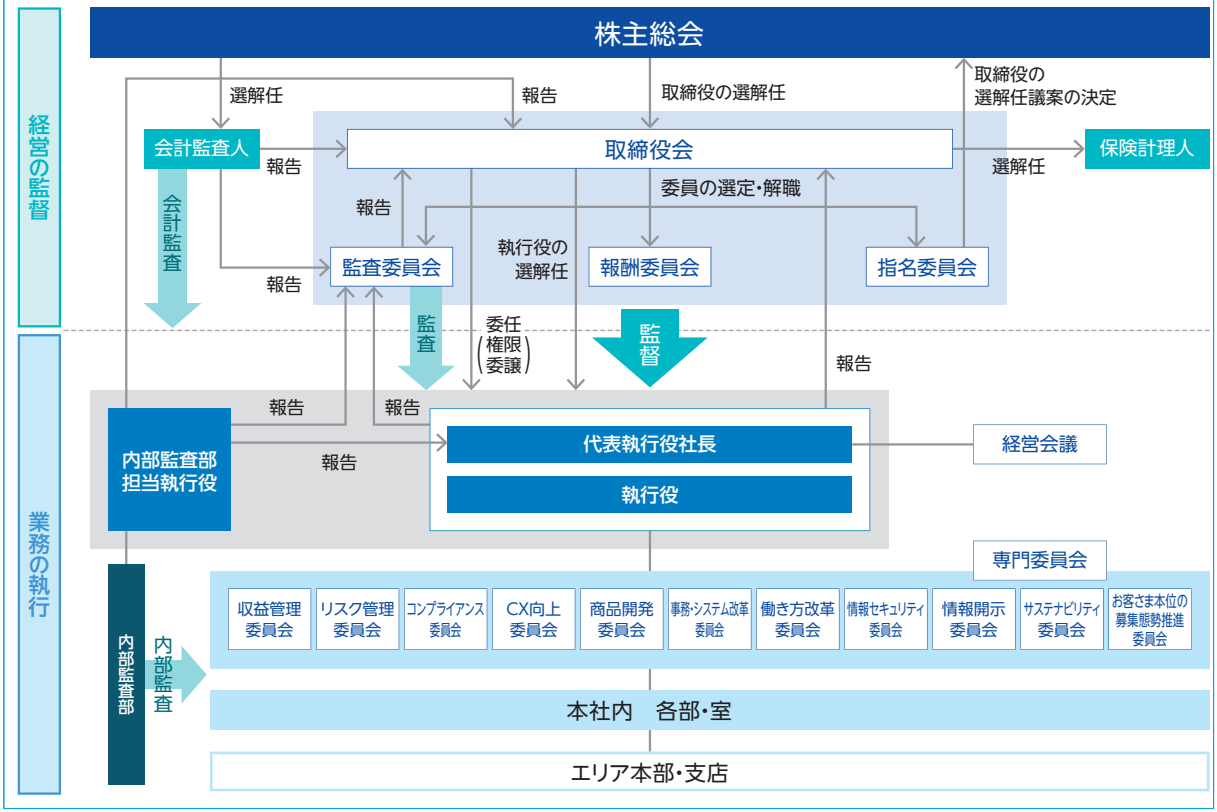

※2021年４月から、専門委員会について、「お客さまサービス向上委員会」を「CX向上委員会」へ改称及び「サステナビリティ委員会」を新設しています。

取締役会（経営の監督）

当社の取締役会は、当社の経営の基本方針、執行役の業務分掌及び内部統制システムの構築に係る基本方針等を決定し、執行役の職務の遂行を監督する権限を有しています。社外取締役として弁護士及び企業経営者等を招聘し、より広い視野に基づいた社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しています。

また、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の３つの委員会を設置し、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保しています。具体的には、各委員会は以下の役割を担っています。

●指名委員会
取締役の選任・解任に関する株主総会決議案の決定を行っています。

●監査委員会
取締役及び執行役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する株主総会議案の決定並びに会計監査人への監査報酬を決定する際の同意を行っています。

●報酬委員会
取締役及び執行役の報酬に関する方針の策定並びに個人別の報酬内容の決定を行っています。

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	**1,335,014**	**保険契約準備金**	**61,159,597**
コールローン	**130,000**	支払備金	419,021
債券貸借取引支払保証金	**2,585,087**	責任準備金	59,397,720
買入金銭債権	**276,772**	契約者配当準備金	1,342,855
金銭の信託	**4,189,294**	**再保険借**	**6,394**
有価証券	**55,273,610**	**社債**	**300,000**
貸付金	**4,964,087**	**債券貸借取引受入担保金**	**4,587,469**
有形固定資産	**105,399**	**その他負債**	**303,851**
土地	47,828	**保険金等支払引当金**	**2,851**
建物	40,439	**退職給付に係る負債**	**66,414**
リース資産	1,978	**役員株式給付引当金**	**110**
建設仮勘定	579	**価格変動準備金**	**904,816**
その他の有形固定資産	14,573	**負債の部合計**	**67,331,506**
無形固定資産	**113,420**	（純資産の部）	
ソフトウェア	113,405	**資本金**	**500,000**
その他の無形固定資産	14	**資本剰余金**	**405,044**
代理店貸	**53,250**	**利益剰余金**	**901,390**
再保険貸	**3,938**	**自己株式**	**△397**
その他資産	**239,354**	**株主資本合計**	**1,806,036**
繰延税金資産	**904,135**	**その他有価証券評価差額金**	**1,031,384**
貸倒引当金	**△384**	**繰延ヘッジ損益**	**573**
		退職給付に係る調整累計額	**3,480**
		その他の包括利益累計額合計	**1,035,438**
		純資産の部合計	**2,841,475**
資産の部合計	**70,172,982**	**負債及び純資産の部合計**	**70,172,982**

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益	**6,786,226**
保険料等収入	**2,697,936**
資産運用収益	**1,121,668**
利息及び配当金等収入	1,004,635
金銭の信託運用益	87,593
有価証券売却益	20,422
有価証券償還益	1,170
為替差益	7,759
貸倒引当金戻入額	0
その他運用収益	86
その他経常収益	**2,966,621**
支払備金戻入額	42,203
責任準備金戻入額	2,895,445
その他の経常収益	28,971
経常費用	**6,440,490**
保険金等支払金	**5,866,091**
保険金	4,681,106
年金	359,821
給付金	120,324
解約返戻金	480,477
その他返戻金	201,420
再保険料	22,940
責任準備金等繰入額	**8**
契約者配当金積立利息繰入額	8
資産運用費用	**70,865**
支払利息	2,312
有価証券売却損	32,789
有価証券償還損	10,950
金融派生商品費用	21,604
その他運用費用	3,207
事業費	**403,033**
その他経常費用	**100,492**
経常利益	**345,736**
特別利益	**－**
特別損失	**46,732**
固定資産等処分損	**255**
価格変動準備金繰入額	**46,477**
契約者配当準備金繰入額	**65,465**
税金等調整前当期純利益	**233,537**
法人税及び住民税等	**91,632**
法人税等調整額	**△24,197**
法人税等合計	**67,434**
当期純利益	**166,103**
非支配株主に帰属する当期純利益	**－**
親会社株主に帰属する当期純利益	**166,103**

連結株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	405,044	756,665	△422	1,661,286
当期変動額					
剰余金の配当			△21,378		△21,378
親会社株主に帰属する当期純利益			166,103		166,103
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				25	25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	144,724	25	144,750
当期末残高	500,000	405,044	901,390	△397	1,806,036

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	264,009	16	3,067	267,094	1,928,380
当期変動額					
剰余金の配当					△21,378
親会社株主に帰属する当期純利益					166,103
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	767,374	556	413	768,344	768,344
当期変動額合計	767,374	556	413	768,344	913,094
当期末残高	1,031,384	573	3,480	1,035,438	2,841,475

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	**1,329,749**	**保険契約準備金**	**61,159,597**
現金	662	支払備金	419,021
預貯金	1,329,087	責任準備金	59,397,720
コールローン	**130,000**	契約者配当準備金	1,342,855
債券貸借取引支払保証金	**2,585,087**	**再保険借**	**6,394**
買入金銭債権	**276,772**	**社債**	**300,000**
金銭の信託	**4,189,294**	**その他負債**	**4,891,788**
有価証券	**55,274,594**	債券貸借取引受入担保金	4,587,469
国債	37,345,671	未払法人税等	42,915
地方債	5,593,508	未払金	20,468
社債	5,325,276	未払費用	28,488
株式	404,577	預り金	2,520
外国証券	4,632,376	機構預り金	41,143
その他の証券	1,973,184	預り保証金	73
貸付金	**4,964,087**	金融派生商品	157,418
保険約款貸付	161,419	リース債務	1,950
一般貸付	996,127	資産除去債務	5
機構貸付	3,806,540	仮受金	2,491
有形固定資産	**104,977**	その他の負債	6,842
土地	47,828	**保険金等支払引当金**	**2,851**
建物	40,299	**退職給付引当金**	**69,659**
リース資産	1,839	**役員株式給付引当金**	**110**
建設仮勘定	579	**価格変動準備金**	**904,816**
その他の有形固定資産	14,429		
無形固定資産	**118,748**	**負債の部合計**	**67,335,219**
ソフトウェア	118,734	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	14	**資本金**	**500,000**
代理店貸	**53,250**	**資本剰余金**	**405,044**
再保険貸	**3,938**	資本準備金	405,044
その他資産	**239,407**	**利益剰余金**	**902,034**
未収金	67,545	利益準備金	64,761
前払費用	2,473	その他利益剰余金	837,272
未収収益	144,746	不動産圧縮積立金	5,286
預託金	7,863	繰越利益剰余金	831,986
先物取引差入証拠金	1,105	**自己株式**	**△397**
金融派生商品	752	**株主資本合計**	**1,806,680**
金融商品等差入担保金	11,286	**その他有価証券評価差額金**	**1,031,384**
仮払金	1,771	**繰延ヘッジ損益**	**573**
その他の資産	1,863	**評価・換算差額等合計**	**1,031,957**
繰延税金資産	**904,333**		
貸倒引当金	**△384**	**純資産の部合計**	**2,838,638**
資産の部合計	**70,173,857**	**負債及び純資産の部合計**	**70,173,857**

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益	**6,786,210**
保険料等収入	**2,697,936**
保険料	2,682,067
再保険収入	15,868
資産運用収益	**1,121,668**
利息及び配当金等収入	1,004,635
預貯金利息	29
有価証券利息・配当金	898,429
貸付金利息	13,314
機構貸付金利息	86,934
その他利息配当金	5,926
金銭の信託運用益	87,593
有価証券売却益	20,422
有価証券償還益	1,170
為替差益	7,759
貸倒引当金戻入額	0
その他運用収益	86
その他経常収益	**2,966,604**
支払備金戻入額	42,203
責任準備金戻入額	2,895,445
保険金等支払引当金戻入額	26,870
その他の経常収益	2,084
経常費用	**6,441,187**
保険金等支払金	**5,866,091**
保険金	4,681,106
年金	359,821
給付金	120,324
解約返戻金	480,477
その他返戻金	201,420
再保険料	22,940
責任準備金等繰入額	**8**
契約者配当金積立利息繰入額	8
資産運用費用	**70,863**
支払利息	2,311
有価証券売却損	32,789
有価証券償還損	10,950
金融派生商品費用	21,604
その他運用費用	3,207
事業費	**402,065**
その他経常費用	**102,158**
税金	38,402
減価償却費	61,214
退職給付引当金繰入額	716
その他の経常費用	1,825
経常利益	**345,022**
特別利益	**－**
特別損失	**46,732**
固定資産等処分損	**255**
価格変動準備金繰入額	**46,477**
契約者配当準備金繰入額	**65,465**
税引前当期純利益	**232,824**
法人税及び住民税	**91,510**
法人税等調整額	**△24,272**
法人税等合計	**67,238**
当期純利益	**165,586**

株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					不動産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	405,044	60,485	5,545	691,794	757,826
当期変動額							
剰余金の配当				4,275		△25,654	△21,378
当期純利益						165,586	165,586
自己株式の取得							
自己株式の処分							
不動産圧縮積立金の取崩					△259	259	–
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	–	–	–	4,275	△259	140,191	144,207
当期末残高	500,000	405,044	405,044	64,761	5,286	831,986	902,034

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△422	1,662,447	264,009	16	264,026	1,926,474
当期変動額						
剰余金の配当		△21,378				△21,378
当期純利益		165,586				165,586
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	25	25				25
不動産圧縮積立金の取崩		–				–
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			767,374	556	767,931	767,931
当期変動額合計	25	144,233	767,374	556	767,931	912,164
当期末残高	△397	1,806,680	1,031,384	573	1,031,957	2,838,638

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

株式会社かんぽ生命保険
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰　巳　幸　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　野　雅　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　栄　裕　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社かんぽ生命保険の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

株式会社かんぽ生命保険
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰　巳　幸　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　野　雅　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　栄　裕　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社かんぽ生命保険の2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告　謄本

監 査 報 告

当監査委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査委員会監査基準、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社では2019 年度に判明した募集品質に係る諸問題に関して、2020 年 1 月に金融庁に業務改善計画を提出し、その改善に取り組んでおります。

監査委員会としては、業務改善計画を推進し、再発防止及びお客さまからの信頼回復に向けた取り組みを進めていることを確認しておりますが、今後も改善状況を継続的に注視してまいります。

④ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社かんぽ生命保険　監査委員会

監査委員　斎　藤　　保　㊞
監査委員　堀　金　正　章　㊞
監査委員　鈴　木　雅　子　㊞
監査委員　山　田　メユミ　㊞
（山田　芽由美）
監査委員　山　﨑　　恒　㊞

（注） 監査委員斎藤保、鈴木雅子、山田メユミ及び山﨑恒は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

■株式事務のご案内

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
配当の基準日	毎年３月31日及び中間配当を行うときは毎年９月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
同連絡先 （電話照会先及び 郵便物送付先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 【専用フリーダイヤル】0120-582-842 【ご利用時間】午前9時～午後5時（土・日・休日・年末年始を除く。）
公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.jp-life.japanpost.jp/IR/notice/
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所

■株式に関する各種手続きのお申出先

お問合せ内容	お問合せ先
各種お手続き （住所変更、株主配当金受取方法の変更等）	お取引先の証券会社
未払配当金のお受取り	三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 （上記専用フリーダイヤル）

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場

ザ・プリンス パークタワー東京
地下２階　ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目８番１号
※「東京プリンスホテル」ではございませんので、
お間違えのないようご注意ください。

今後の状況により株主総会の開催・運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

I	都営地下鉄三田線	「芝公園駅」	A4	出口	徒歩約6分	→ 経路
E	都営地下鉄大江戸線	「赤羽橋駅」	赤羽橋口		徒歩約8分	→ 経路
A E	都営地下鉄浅草線・大江戸線	「大門駅」	A6	出口	徒歩約13分	→ 経路
JY JK	JR山手線・京浜東北線	「浜松町駅」	北口		徒歩約15分	→ 経路

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

- ■ 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- ■ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ■ 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。